

# 廣島裁判所

自明治十二（一八七九）年  
至同 十三（一八八〇）年

## 『却下文書』

（民第二五號ノ二止）について（一）

——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

### 目次

はじめに

一 本文読下し（一）（二）〔一〕～〔三三〕

二 注の部（1）（2）（3）

三 写真の部（五葉）

（以上 本号）

### はじめに

今回、『明治十年 却下文書』（以下、明治十年版<sup>①</sup>）に続いて、同じく広島地方裁判所の所蔵にかかる標記の『自明治十二年 至同十三年 却下文書』（民第二五號ノ二止）（以下、明治十二・十三年版）の紹介を試みる。二回にわたる予定である。本稿では前半の【一】～【二三】の事件を紹介する。

ここに紹介する『却下文書』といっても、明治十年版とは多少異なり、明治十二年・同十三年版においては、「目次」に次ぐ「中表紙」には「棄却文書編冊」と書かれている。いずれも却下または棄却の裁判記録である。実は、これらと同様の記録文書が、われわれの調査した中国地方の裁判所所蔵の裁判記録中にも現存していた。例えば、松江地方裁判所所蔵の記録文書中においても、表紙では「明治十五年『棄却言渡書』（第一〇七号）始審」と書かれているが、その「目次」には「十五年第九号 却下」と書かれており、収載されている件数は二二を算えることができた。<sup>(3)</sup>この頃には既に却下と棄却の違いについての意識があつたようである。詳細はなお検討を続けたい。

今回紹介する『自明治十二年 至同十三年 却下文書』は、件数として全体が四五件を算える。その内訳は、「目次」欄によると、事件番号が明治十一年のものが二件、同十二年のものが十五件、同十三年のものが二七件である。しかし、「目次」欄に記載されていない四〇番目の事件を記載漏れとみなして算えると、明治十三年のものは二八件となり、合計四五件になる。紹介にあたり、われわれはその事件を「目次」にも挿入することにした。

明治十年版に比べると、他に幾つかの点に気がつく。先ず第一は、収載されている事件数が、前者の一年間二〇七件に対し二年

間分として四五件と格段に少ないこと。第二に、事件記録を綴じる順序が、必ずしも「目次」欄の記載順序どおりに綴じられていないこと。本稿において、われわれは「目次」欄の順序にしたがって事件記録の順序を入れ替えて紹介することにした。そのため、入れ替えた本体の丁数の表示も多少ずれることになった。これらにつき、大方のご諒承を得たいと思つてゐる。第三に、明治十年版においては、訴状表紙のみが綴じられており、その余白に訴状却下の理由を朱書きしたものが綴じられているのに対し、明治十二年・十三年版においては、訴状表紙は綴じられておらず、おおむね「裁判案」（標題は「訴状却下判文案」「裁決案」「申渡案」など異なつてゐる）であり、次いで当事者双方の「申口」が綴じられてゐる。前者は殆どが訴状表紙だけであつたのに比べると、後者では当事者双方の「申口」を併せ、かなり事件の概要や経緯がつかみやすいこと、第四に、明治十年版においては、訴状表紙のほとんどすべてには、原告（人）の住所氏名しか記載がなく、被告（人）の住所氏名は、「目次」欄の記載に頼らざるを得なかつたこと、その上、訴状には代人または代言人が原告（人）としてその住所氏名を記しており、当事者本人との判別が困難であつたのに対し、明治十二年・十三年版においては、当事者本人の住所氏名と代人または代言人のそれが併記されいて判別が容易であること、などである。その他の点については、後出の注のなかで触れることにしたい。

なお、今回の四五件について、広島地方裁判所所蔵の『訴状受取録』のなかに、事件に対応する記録を見出すことができたので、それも紹介することにした。そして、さらに以上のほか少数の事件ではあるが、上訴したものが四件。うち同一の事案について二件。したがって実質的に三つの事件、それらの事件は別の裁判記録簿冊である『上訴裁判通知録』（明治十年～明治十五年）および『判決謄本綴』（自明治十年至同十四年）の中にその中の一件の謄本も見出すことができた。とりあえず報告しておきたい。

- (1) 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会「資料」広島地方裁判所所蔵『却下文書』（明治十年）について（一）修道法学第三七卷第一号三六五頁以下（二〇一四年九月）、同「資料」明治十（一八七七年）『却下文書』（民第二五號ノ二）について（二）——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——修道法学第三七卷第二号二六七頁以下（二〇一五年二月）（一）の標題を変更、同「資料」明治十（一八七七年）『却下文書』（民第二五號ノ一）について（三・完）——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——修道法学第三八卷第一号七九頁以下（二〇一五年二月）

- (2) 本資料につき、「資料」広島地方裁判所所蔵『却下文書』（明治十年）について（一）において簡単に言及している。三六六頁参照。
- (3) 松江地方裁判所所蔵（現在、雲南簡易裁判所において管理されている）の、明治期裁判史料中より、広島修道大学・明治期の法と裁判研究会のメンバーが史料の調査中に発見した。

広島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（一）  
至同 十三（一八八〇）年

## 一 本文読下し

### 〔〇A〕【中表紙】

棄却文書簿冊

### 〔〇B〕

（記述なし）

〔一A〕【一】地券証書換<sup>〔注1〕</sup>

十一年第四百六十一号\*

決印\*\*

掛印\*\*\*

\*\*

朱字と「鳥居」の長円形朱印

\*\*\* 「中原」の丸朱印

\*\*\* 下部二行は朱書き

証書裏書案 甲第一号ヨリ

被告人F I 左右吾死亡シ跡相続ヲ

為ス者不取極ニ付続テ答弁難致

旨被告人申立ルヲ以テ一旦訴状

五八四（二四四）

ハ資 料V

修道法学 三八卷 二号

五八三(一四三)

却下候条相続人相定リ候上更ニ可

訴出事

十二年二月十日

右之通り相違不申上候 已上

明治十二年二月十日 平賀 勳平 印

(一B)

(記述なし)

(二A) 【一―2】「被告代人申口」

明治十一年第四百六拾壹号

被告代人 平賀 勳平

申口

一 自分儀是迄原告代人小林藤三郎

ヨリ掛ル事件ニ付被告F I 左

右吾代人ト為本日迄モ答弁致

シ来候処被告本人病氣之処

養生不相叶去ル二月二日死去

致候段申来候ニ付追テ相続

人相定候迄ハ自分ヨリ弁辯難

(二B)

致候事

(三A) 【二】「預耕地并地券証取戻」

(注3) (注4)

なお、欄外右側に「紫色六枚」の

明治十二年第六百六十九号

墨書きと「福島」の丸朱印

裁判 按\*

印\*\*申渡 印\*\*\*

\*\* 「鳥居」の楕円形朱印

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

原告 廣島縣備後國深津郡

笠岡町居住 平民 H

儀助 代言人

神原 益次郎

被告 同縣同國同郡三吉村居

住 平民 F I 瀬平 代

人 同郡吉津村居住 平

(三B)

民

富永 儀三郎

預ケ耕地并地券証取戻ノ訴訟審  
理ヲ遂クル処

原告人H 儀助ハ(明治九年七月廣

島縣裁判所福山支廳へ出訴セシ

処廣島裁判所へ御引渡ノ際書類

紛失相成候ニ依テ云々)ト訴状ニ明載

スト雖モ囊キニ明治九年七月廿五日

代人桑田吉三郎ヲ以テ廣島縣裁判

〔四A〕

所福山支廳へ出訴セシニ明治九年

七月廿七日該序ニ於テ訴状却下ノ

申渡ヲ受ケタル明憑確跡アリテ今

回詐言ヲ構造シテ再訴セシ者ニ付裁

判ニ及ハス訴答状却下候事

但 訴訟人費ハ成規ニ照シ原告人ヨ

リ償却ス可シ

明治十二年六月

係 判 事 山本 昌行 印

主 十六等出仕 脇屋 雄六 印

〔四B〕

副 判 事 補 渡邊 省吾 印

〔五A〕〔二一2〕【原告代言人申口】  
明治十二年第六拾九号\*

原告代言人

神原 益次郎

申口

被告人F I 瀬平へ係ル預ケ耕

地并地券証取戻ノ訴ハ先キK J

太郎左エ門儀原告代人トナリ出訴

初席ヲモ受ケ候処同人差支ノ事

有之テ自分へ代言依頼有之候

ニ付引受御審理ヲ蒙リ居候然

〔五B〕

ル処今般ニ至リ去ル明治九年

七月廿五日付ニテ福山支廳へ一度

出訴セシ時訴状却下ノ裁判ヲ

受ケ居候趣ヲ以テ該訴状御示シ

有之候御審問ニ候得共自分ニ於

テハ右申立候通中途ヨリ引受

候事件殊ニ福山支廳ニ於テ

一度却下ニ逢ヒ候次第ハ一切本人

ヨリ承居不申候ニ付本人へ掛

合返答ヲ得テ申立可仕ト存シ

\* 朱書き

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)  
至同 十三(一八八〇)年

五八二(二四二)

〔六A〕

明治十二年六月十日右決答ノ

御猶予ヲ願置候処本人ハ神戸

ヘ罷越居不在ニシテ右取調相

付不申候ニ付終ニ今日ニ至リ

テモ決答申上難ク候由テ自

分ニ於テハ来廿一日迄更ニ御日延

願受候テ本人ヨリ承細聞置

申上仕度存候事

右之通相違不申上 以上

明治十二年六月十日

〔六B〕

神原 益次郎 印

〔七A〕 〔二一三〕 尾道區裁判所への依頼状文案

明治十二年五月九日

決 印

尾道區裁判所へ依頼状

文案

深津郡笠岡町平民日 儀助ヨリ

主「脇屋」

「山本」の長円形朱印

丸朱印

以上の四行は朱書き

同郡三吉村平民F I瀬平へ係

ル預ケ耕地并地券証取戻ノ詞訟

ニ付先キニ明治九年七月廿五日ヲ以

テ旧廣島縣裁判所福山支廳へ

一度出訴ニ及ヒタル末追テ原告人

〔七B〕

儀助ニ於テ出訴ノ權利ヲ抛棄シ該

訴狀願下セシ事有之旨被告人

瀬平ヨリ申立候ニ付其節ノ訴訟ハ

何様ナル結局ニ相成居候哉書類御

取調ノ上写取御送付有之度此

段御依頼ニ及ヒ候也

明治十二年五月九日

廣島裁判所

民事課

尾道區裁判所

追テ原告証書ニハ別証ノ通有之候ニ付御見合ノ為相添

候事 \* 欄外左側に追記

〔八A〕〔二一4〕

第十五号\*

明治七年三月五日

小田縣參事益田包義見認

\* 本葉朱書き

可致様御掛合之趣了承則取調候処別紙

写之通り相見候条御見合有之度尤為見合

御廻シ有之候朱書ニハ福山支廳第二百卅四

号ト有之候処右番号ニ当リ候分ハ訴人名

〔九B〕

モ相違シ二百三十三号ト有之分ニ全ク相当リ候

モノト相見候条其旨御了知被下度且答書ノ

義ハ編冊無之彌御入用有之候ハ、尚取調之上

写シ御廻シ可申候得共万一是ニ而相済候哉モ

難計一応及御答置候条重而御掛合被下

度候也

尾道區裁判所

明治十二年五月十三日 民事課 印

本 庁

民事課 御中

〔八B〕

(記述なし)

〔九A〕〔二一5〕〔尾道區裁判所より本庁民事課宛〕

去ル九日付ヲ以テ深津郡笠岡町平民H儀

助ヨリ同郡三吉村平民FI瀬平へ係ル

預ケ耕地並地券証取戻ノ詞訟ニ付明治九

年七月廿五日付ヲ以廣島縣裁判所福山支

廳へ出訴ニ及候結局書類写載ノ上御廻送

〔二〇A〕〔二一6〕〔地券證受取方訴状〕

明治九年七月廿五日

主 山田\* 印

副 粕屋\*

\* 朱書き

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五八〇(二四〇)

（資 料）

修道法学 三八卷 二号

五七九（二三九）

地券證受取方訴狀

証券之写左ノ如シ

永代売渡申家敷之事

廣島縣備後國苫田郡  
府中市村居住者

第二百三十三号\*\* K T 吉三郎

\*\* 朱書き

〔一〇B〕

（記述なし）

一 笠岡町西側ニテ私家敷表口  
四間二尺二寸五分裏横三間半  
尺六寸裏入北南横十沓間半八寸  
之処裏ニ二間梁ニ式間之土蔵  
沓ヶ所并三吉村畑沓反式十沓歩  
高沓石八斗二升五合右之畑相添  
代銀貳貫目ニ相究全町與七肝  
〔一一A〕

〔一一A〕〔二一七〕【原告代人陳述書】

廣島縣備後國苫田郡

府中市村居住者

原告代人 K T 吉三郎

地券證受取方訴

煎ニテ永代売渡則代銀貳ニ受  
取候処実正三届出候境月之証文  
宿老五人組出合改相渡申候尤  
此家屋敷土蔵ニ付何方より聊構無  
御坐候着向後出入之者江惣乃者  
加判之者罷出急度埒明可申  
候為後日売券状依而如件

笠岡町

境屋

治兵衛

〔一一B〕

後家 印

廣島縣備後國深津郡  
三吉村居住 副戸長  
被告人 F I 瀬平

〔一一B〕

一 畑沓反廿沓步地券証 沓枚



五人組浅五郎家代

為吉 印

〃 覺助 印

〃 喜造家代 後家 印

文政貳年\*卯十一月

〃 久助 印

〃 卯兵衛 印

〃 與七 印

〃 觸頭 武助 印

宿老 源左衛門 印

会津屋

義助 殿

(一三A)

表書之通相違無之十歩一銀取

納者也

岡本 乙藏 印

内田 忠助 印

御年貢受取写左ノ如シ

明治四年御年貢米銀受取下札

笠岡町境屋

万右衛門 殿

畑高 壺石八斗貳升五合

内

(一三B)

三斗五升三合 計代下引

残壺石四斗八升七合

取壺石壺斗五升貳合

一 貳升三合 口米

一 壺斗壺升貳合 村入用米割

一 九合 役付米割

一 四合 地村被米割

取ノ壺石三斗

内納

一 貳升

(一四A)

一 三合

一 三合 村入用代米

一 壺石貳升 御藏納米

一 七升七合 御拂納米

納ノ壺石三斗

銀方

一 拾七匁壺分 銀納割

一 貳匁四分 村入用割

ノ 拾九匁五分

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一) 至同 十三(一八八〇)年

五七八(一三八)

右相對算用無相違若違茂有マツマツモのガ

(一四B)

之上八品々可被申出毛乃也

三吉村

申八月 役場 印

右原告代人KT吉三郎申上候文  
政二年十一月中前頭記載之通

H 義助儀深津郡笠岡町境

屋万左衛門家屋敷并全郡三吉村

畑地壹反二十壹步旧福山藩札

式貫目ニテ境屋治兵衛後家より

買受右之畑文政度\*\*私親類全郡

(一五A)

全村農UD義八ト申者江作配

為致置御年貢諸掛り物等都而全

人江相伺被置文政年来より今ニ至迄

御年貢受取書義助所持罷在

尤右受取書ハ近来迄阿部家

之法則ニテ名前替難出来無

據境屋万左衛門名面ニテ相渡居

申候然ル処先般地券証御下ケ

\*\* 西曆一八一八〜三〇年

渡候付受取方三吉村戸長江申  
出候処不相渡候ニ付兼テ畑相  
(一五B)

預ケ置候UD義八相続人房助  
江係り小田縣儀奉上訴候処小  
作人房助へ係ル筋ニ無之改

メテ訴状却下と相成候間地券  
証差押候被告瀬平江受取  
方遂ニ談候処先年房助親より

畑買受居相作り居候段申  
聞地券証差押へ相渡不申  
甚以迷惑仕候何卒速ニ相渡

具候様御裁判奉御願候  
(一六A)

右

明治九年七月廿五日 KT 吉三郎 印

廣島縣備後國深津町

西町居住者

代書人 妻木 信三郎 印

前書之儀私より御願可申上筈テ御  
坐候処病氣ニ付KT吉三郎江代  
人相頼候然ル上者先全人より申上候

事柄并ニ御受候上ノ事柄共  
後日ニ至リ私より異議申上問

(一六B)

敷候為後証與印仕候

廣島縣備後國深津

郡笠岡町居住者

明治九年七月廿五日

病氣ニ付代書人書之

原告人 H 儀助印

廣島縣裁判所

福山支廳

該訴原告H 儀助義境屋治兵衛後家

ナル者ヨリ受取置ク処ノ屋敷売券証并ニ

三吉村役場ヨリ右境屋へ付與スル処ノ貢米

(一七A)

下札ヲ証トシ副戸長F I 瀬平ニ対シ地

券証受取方ヲ請求スト雖モ右両証書ハ境

屋ニ対スル処ノ証ニシテ之ヲ以F I 瀬平ニ

対シ地券請求ノ証憑ニハ難相立ニ付該

訴不及受理候事

明治九年七月廿七日

主 「山田」 \*  
「粕屋」 \*  
\* 丸朱印

(一七B)

(記述なし)

(一八A) 【三】 【小作地返戻 申渡】<sup>(注5)</sup>

七月一日 宣告

十二年第五百八十七号\*\*

印\*\*\* 申渡

原告 廣嶋縣備後國深津郡東町居住

士族

NI 德

被告 同郡深津村居住 平民 STシマ

後見人

ST 富三郎

本訴原告ニ於テ小作地取揚ノ儀訴出ル処該

地取戻ノ儀ハ既ニ先所有主OH新六ヨリ出訴ノ末

(一八B)

\* 欄外右側に朱書き  
\*\* 朱書き  
\*\*\* 「鳥居」の丸朱印

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)  
至同 十三(一八八〇)年

五七六(一三六)

明治九年七月七日廣嶋縣裁判所ニ於テ裁判受ケシ事  
件ナリ然ルヲ所有主ノ代リタルヨリ更ニ出訴ニ及ブト

雖トモ唯其所有主ノ代リシト曩キニ耕地取戻ノ訴答ナリ

シヲ本訴ノ名義ニ更改セシニ止リ其性質ニ至テハ即チ

再訴ニ係ルコト判然タレバ（ルヲ以テ）\*再ヒ裁判ス可キモノ〔事

件〕\*二 \*カッコ内各棒線

非ザルニ付〔ナリ因テ〕\*訴答書共却下候事 にて抹消

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却ス可シ

明治十二年七月一日 係 判 事 横地 安信 印

主 判事補 川戸 清輔 印

副 十六等出仕 脇屋 雄六 印

〔一九A〕【三一2】【原告申口】

原告 廣島縣備後国深津郡

□町居住 土族

NI 徳

申口

一 本訴小作地取揚請求致候田畑ノ儀ハ

訴状面記載致候証書ノ如ク明治十二年

四月〇日新六ヨリ買受候テ小作人被

告STシマ後見人ST富三郎へ小作地

取戻之儀新六ヨリ懸合為致候へ共

〔一九B〕

埒明不申ニ付自分直接ニ富三郎へ

懸合候処何ゾ料ラン富三郎ニ於テハ

該地所ハ〇日新六トノ間ニ紛議無之

引渡難相成旨申答候ニ付六月六日尾

道区裁判所へ勸解出願ニ及ヒ候へバ被

告富三郎ハ右田畑ノ儀ニ付テハ明治九年

七月七日新六ヨリ係リ耕地取戻ノ訴ニ付

廣嶋縣裁判所ニ於テ裁判ヲ受ケ引

渡スヘキモノ〔二〕非サル旨申渡其裁許状

ヲ証拠トシテ提供致シ〔勸解ハ不調ト相成〕\*

初テ其儀承

\* カッコ内挿入

〔二〇A〕

知致候へ共自分ニ於テハケ様ノ旨趣ハ

承知不致買受致候ニ付被告ニ於テ拒

障ヲ不致速ニ小作地返還致様御裁

判受度候事

一 訴訟入費儀償却受度候事

一 右之外申上候事柄悉々証拠等無之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十二年七月一日

NI 徳 印

〔二〇B〕

(記述なし)

判奉願候事

一 右ノ通相違不申上候 以上

明治十二年七月一日 S T 富三郎印

〔二一A〕 〔三一3〕【被告後見人申口】

被告 廣島縣備後國深津郡

深津村 S T シマ後見人

S T 富三郎

申口

〔二一A〕 〔四〕【地券書換】<sup>(注6)</sup>

判事 鳥井断三殿

印\*\*

\* この行は墨書き

\*\* 「鳥居」の丸朱印

一 原告N I 徳ヨリ係リ小作地取揚ノ儀訴

出候処右ハ詳細答書面ニ申立候如ク

該田畑ノ儀ニ付テハ既ニ明治九年七月七日

O H 新六ヨリ係ル耕地取戻ノ名義ニテ

廣嶋縣裁判所ノ裁判ヲモ受居候儀

原告人U O 卯八死亡シ跡相

続ヲ為ス者不取極ニ付訴可

致權利無之ヲ以テ一旦訴状

却下候条相続人相定り候

上更ニ可訴出事

明治十二年八月十二日 印\*\*\*

廣嶋裁判所

十二年六百八十三号\*\*\*

〔二一B〕

(記述なし)

\*\*\* 「脇屋」の丸朱印

\*\*\* 欄外上部に四行に

\*\*\* わたり墨縦書き

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

一 訴訟入費ノ儀償却受度候事

一 右ノ外申上候事柄悉々答書面ニ掲載

致候両通之外証拠ハ無之候間可然御裁

廣嶋裁判所

自 明治十二(一八七九)年

至 同 十三(一八八〇)年 却下文書 (民第二五號ノ二止) について (一)

五七四 (一三四)

〔二三A〕【五】<sup>(注7)</sup>【養女取戻】  
明治十二年第七百十一号

〔二四A〕【五一二】【原告人申口】  
明治十二年第七百十一号

印\* 訴状却下判文案

\* 「横地安信」の丸朱印

原告 廣島縣備後國御調郡<sup>みづき</sup>

原告人 O E 嘉兵衛 申口

尾道 □ □ 町居住 平民

一本訴ニ付訴状面ニ記載シタル外可申上

O E 嘉兵衛

廉及ビ証抛物等一切無之候也 (最) \* 訴訟

被告 同縣同國深津郡 (山本町) \*\*

\*\* カッコ内

入費ハ被告人ヨリ償却ヲ受ケ度候事

\* カッコ内  
一字抹消

□ □ 町居住 土族

朱点で抹消

N K 善助

明治十二年九月二日 O E 嘉兵衛 印

原告人カ被告人ニ対シ本訴ヲ起シタルハ

被告人ヲ以テ K T 吉次郎ナル者ノ後見人

〔二三B〕

ナリト認メタルニ由テナリ然ルニ被告人ハ曾テ

K T 吉次郎ガ後見職ヲ為シ (務メ) \* タルコト之レ無 \* カッコ内

ケレバ原告人ヨリ本訴ヲ受ク可キ謂ハレ之レ無キ

二字抹消

旨答弁シタリ然レバ原告人ニ於テ此ノ答弁

ノ不実ナルヲ示ス可キ明証ヲ挙ケザル限ハ

相手違ヒノ訴ナルニ因テ之レヲ採用セズ訴

状却下候事 但 訴訟入費ハ規則ノ通り原告人ヨリ弁償ス可シ

係判事 鳥居 断三印

一本訴ニ対シ答書面ニ記載シタル 申口

明治十二年九月四日

主判事補 粕屋 萬尋 印

副判事補 水邨 遜 印

外可申上廉及ビ証抛物等一切無之  
尤訴訟入費ハ原告人ヨリ償却ヲ受ケ

度候事

右之通相異不申上候 以上

明治十二年九月二日 NK 善助印

(二五B)

(記述なし)

(二六A) 【六】<sup>(注8)</sup>【買受地代金】

九月十日申渡印\*

明治十二年第七百七十一号

印\*\* 訴状却下判文案

原告 廣島縣安藝國廣島區□

町居住 平民

H M 龍二

被告 同縣同國同區□□村居住 士族

M U 柳平

本訴ハ地所売渡證書ヲ以テ被告人ガ他ノ債主ノ

為メニ身代限ヲ差出シタルニ因リ其ノ分配金ノ中ニ加

(ハ)リ地代金ヲ受取(ラ)ント請求スル者(ナリ然レバ仮令

(二六B)

ヒ被告人ニ於テ之レヲ拒マザルモ他ノ債主ニ対シ原告

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五七二(一三三)

人)\*\*\*ナレバ請求スル所ノ目的ト其ノ証拠物ト相適セ

\*\*\* カッコ内朱線で抹消

ズト謂フ可シ然レバ本訴ハ被告人ニ於テ之レヲ

拒マザルモ他ノ債主

ニ対シ其ノ權利無之因テ之レヲ採用セズ訴答書

却下候事

但 訴訟入費ハ成規ノ通り原告人之ヲ償却ス可シ

係判事 鳥居 斷三印

明治十二年九月十日 主判事補 粕屋 萬尋印

副 十六等出仕 伊藤 辨 印

\* 「粕屋」の丸朱印。この行は  
欄外右側に朱書き  
\*\* 「横地安信」の丸朱印

(二七A) 【七】<sup>(注9)</sup>【地代金取戻シ】

十二年九月十五日宣告\*

黄緑色六枚\*\* \* 欄外右側に朱書き  
\*\* 欄外右側に墨書き

明治十二年第七百七十三号

印\*\*\* 訴状却下判文案

原告 廣島縣安藝國賀茂郡

高屋□村居住 平民

M Y 泰十郎

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

ハ資料

修道法学 三八卷 二号

五七一(二二一)

被告 同縣同郡同村居住 平民 T

日保兵衛代人同郡別府村居

住 平民

久保 八百八

本訴第一号證書ハ後改メテ第二号第三号ノ両通ノ

(二七B)

證書ト為シ而シテ第二号證書ハ已ニ其ノ義務ヲ得タル

事ハ〔旨〕\*原告人自カラ之レヲ名言シタリ又第三号證書ハ破

\* 一字抹消

談ニ付取消シタル旨ノ明文有リ然レバ本訴三通ノ證據書ハ渾

テ既往〔無効〕\*ノ故紙タルニ過ザル者ナレバ

之レヲ以テ被告人ニ対シ

義務ヲ責ムルノ權利無之因テ本訴ハ之レヲ採用セス訴狀

却下候事

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告人之ヲ償却ス可シ

係判事 鳥居 断三 印

明治十二年九月九日 主判事補 粕屋 萬尋 印

副 十六等出仕 脇屋 雄六 印

(二八A)【七一2】【原告人申口】

明治十二年第七百七十三号

原告人 MY 泰十郎 印

申口

一本訴ニ付訴狀面ニ記載シタル外可申

上廉及ビ證據物等一切無之候事

右之通相異不申上候 以上

明治十二年九月八日 MY 泰十郎 印

(二八B)

(記述なし)

(二九A)【七一3】【被告人申口】

明治十二年第七百七十三号

被告人 久保 八百八

申口

一本訴ニ対シ答書面ニ記載シタル外

可申上廉及ビ證據物等一切無

之尤本訴訟入費ハ原告人ヨリ償却

ヲ受度候事

右之通相異不申上候 以上

明治十二年九月八日 久保 八百八 印



〔二九B〕

(記述なし)

記

沼田郡温井村

□□□番邸

SI 常三郎

右之者明治十一年八月旅行届差出他行

今以帰村不仕且行衛相判不申二付専〔ラ〕

取調中ニ御坐候此段申出仕候也

決 印\*\*

主 印\*\*\*

西曆一八七八年

明治十二年九月十六日 戸長 常藤政次郎 印

〔三〇A〕【八】預ケ金取戻(注10)

明治十一年第五百七十七号\*

\* 以下二行は朱書き。

\*\* 「横地安信」の丸朱印

\*\*\* 「粕屋」の丸朱印

\*\*\*\* 「うちがき」か

廣島裁判所 御中

表書之負債者SI常三郎儀

出訴後失踪ニ付証書裡書\*\*\*案

明治十一年八月日不詳家出ノ末行衛

不相分ニ付追テ本人見当ルカ又ハ〔満〕\*

六箇月満期〔過去ル〕\*\*後改相続ヲ為ス可キ

者ニ掛リ〔可訴出者也〕\*\*\*此裏書證

書ヲ以テ再訴可致者也

明治十二年九月十七日

印\*\* 申渡

裁決案

原告 京都府下京區第十九組□□町

居住 平民 YD 善三郎 代人

\*\*\* 「鳥居」の長円形朱印

〔三二A〕【九】買受代金裁決案(注11)

明治十二年第十六号\*

却下

以下二行朱書き

〔三二B〕

(記述なし)

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年

至 同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

（資） 料

同十四組幸竹町居住 平民

行友 善太郎

被告 廣島縣備後國深津郡□町居住

士族 K D 忠彦 代人大〔阪〕

西區土佐堀通五丁目居住 士族

内朱抹

〔三三B〕

近藤 昌文

本訴原告ハ明治十二年六月十三日被告KD忠彦

名前金百円ノ公債証書式通INS誠造ノ世

話ヲ以テ本堂莊会処ヨリ該公債証書ヲ質

ニ取り金百五円貸渡セシ処該質物ハ被告

ノ所有物ニテ莊会処カ管物ナルヲ以テ追

徴セラレタレトモ甲第一号宣告書ノ如ク質

代金ハ忠彦ヨリ償還ヲ受ヨトアルヲ以テ

訟求ニ及ヒタリト申述スレトモ忠彦ハ事

主ニテ質代金ヲ償フ可キ理ナク〔其誤リヲ〕<sup>\*</sup>償テ

<sup>\*</sup> カッコ内朱抹

〔三三A〕

当時ノ出頭ニ抛テ糺スニ該宣告書中忠彦

ヨリ償還受ヨトアルハ莊会処ヨリ償還受

ヨト出ス可キヲ当該官吏ニ於テ〔謄写スルニ方リ〕<sup>\*</sup>忠彦ト〔書

セシハ〕<sup>\*</sup>誤写セシニ係ルヲ以テ其宣告書ハ精々〔順序ヲ

修道法字 三八卷 二号

五六九（二二九）

〔経〕<sup>\*</sup>引直ス間本訴ハ却下候事

但訴訟入費ハ当廳ヨリ支給候事

明治十二年十一月十八日

掛判 事 横地 安信 印

主判事補 水邨 遜 印

副判事補 川戸 清輔 印

〔三三B〕

（記述なし）

〔三四A〕〔一〇〕〔貸金催促・却下判文案〕<sup>(注12)</sup>

明治十二年第一千〇五十七号 起草 印<sup>\*</sup> 浄写 印 校合 印

<sup>\*</sup> 「粕屋」の丸朱印

印<sup>\*\*</sup> 訴状却下判文案

原告 廣島縣安藝國廣島區□□

町居住 士族

O S 助三

被告 廣島縣安藝國廣島區□□

町居住 平民

A B 常太郎

貸金催促之訴審理ヲ遂ル処

<sup>\*</sup> カッコ内朱抹 他も同じ

〔本訴證拠原告證拠書及ビ被告證拠書ハ各\*〕

\* カッコ内朱線により抹消

副判事補水邨 遜 印

〔三四B〕

金高八拾円余記載ノ約定書即チ証券印

税規則〕印\*

\* 「粕屋」の丸朱印

〔三五B〕

本訴原告人及ビ被告人各其ノ証拠トスル所ノ書面ハ

〔即チ金錢〕\* 金八拾円余ノ約定為取換証文ニシテ即チ証券印税規

\* カッコ内四字抹消

則中第二類ニ属スル証書〔シタル者〕\*\*ナレバ証書面ニ記載シタ

ル金高ニ応シテ印紙ヲ貼用ス可キトス然ルニ

\*\* カッコ内四字訂正

〔三六A〕【一〇一2】〔原告人申口〕

明治十二年第一千〇五十七号  
原告人 O S 助三 申口

〔原被告各證提供スル所ノ證書ハ同ク〕\*\*\* 双方共一錢ノ印紙

\*\*\* カッコ内朱線で抹消

一 被告人ニ於テハO 直平婦村ノ旨申立

候得共同人儀ハ未ダ婦村致サズト

認メ候事

ヲ貼用シタル耳ニテ証券印税規則ニ反スル

ヲ以テ同規則第一則第二條<sup>(注13ノ2)</sup>ニ依リ本訴ハ之

ヲ採用セズ訴状答書共却下候事

〔三五A〕 但 訴訟入費ハ規則ニ照シ原告人之ヲ償却ス可シ

係判事 鳥居 断三 印

〔三六B〕

明治十二年十一月廿六日

主判事補 粕屋 萬尋 印

一 利息ハ第一号証書面ノ約定〔ハ無利息〕\*ナレトモ被

誤チテ文字ヲ倒置致シ置タルニ候事

\* 朱字で挿入

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五六八(二二八)

〔資 料〕

修道法学 三八卷 二号

五六七 (二二七)

二付原約定即チ第二号証書面  
ニ立返リ月式歩三厘ノ計算ヲ以テ  
受取り度候事

一 本訴ヲ起シタル主旨ハ被告人ニ於テ

第一号証書ノ約定ヲ履行セズ月

々入金不致故ニ候事

一 訴訟入費ハ被告人ヨリ償却ヲ受度  
候事

〔三七 A〕

一 前条々ニ及ビ訴状面ノ外可申立廉  
及ビ証拋物ハ第一号第二号両通

ノ外一切無之候事

右之通相異不申上候 以上

明治十二年十一月廿四日 OS 助三印

〔三七 B〕

(記述なし)

明治十二年第一千〇五十七号

被告人 AB 常太郎

申口

一 本訴第一号証書面及ビ支弁証拋

書面明認約定ノ主旨ニ依リ〇直

平方ヘ〔原告人〕\* 同伴相供<sup>マ</sup>ヒ催促ニ及ビ仍ホ直

平ニ於テ返金ヲ承諾致サ<sup>ル</sup>上ナラデハ一 三字挿入

時皆済ス可キ義務ハ無之儀ニ付本訴

ノ請求ニ応シ難ク尤月々拂入ル可キ

滞金額ハ速〔カ〕ニ払渡シ可申候事

〔三八 B〕

一 本訴第一号証書面ノ通り無利息

ノ約定ニ付是レ亦払渡ス可キ義

務ハ無之候事

一 訴訟入費ハ原告人ヨリ償却ヲ受ク可キ權

理ハ無之候得共亦自分ニ於テ弁償

ス可キ理由ハ無之儀ト致候事

一 前条々及ビ答弁書ノ外可申上廉

証拋物等一切無之候事

右之通相異不申上候 以上

明治十二年十一月廿四日 AB 常太郎印

〔三八 A〕 【一〇一三】 【被告人申口】

〔三九A〕【一二】貸金催促・訴答却下申渡案<sup>(注14)</sup>

明治十二年第六百廿四号\* 起草印\*\* 浄書印 校合印

訴答却下申渡案\*\*\* \* 朱書き

申渡 \*\* 「脇屋」の丸朱印

原告 廣島縣安藝國廣島 \*\*\* 朱書き

区□□町居住 平民

H S 常助

被告 同区□□村居住 土族

T G 武平

其方共貸金催促ノ訴訟審理中

詐欺ノ訴ナル旨ヲ双方自首シ明治十

〔三九B〕

二年十月廿一日刑事ノ処断ヲ受ケ

タルニ付該訴答書ハ却下候事

明治十二年十二月五日

係 判 事 鳥居 断三 印

主 十六等出仕 脇屋 雄六 印

副 十七号出仕 川瀬 専次郎 印

明治十二年第千百八拾七号\*

起草印\*\* 浄書印 校合印 \* 「脇屋」の丸朱印

印\*\*\* 訴答却下申渡 \*\*\* 「鳥居」の丸朱印

原告 廣島縣安藝國佐伯

郡□□村居住 平民

OD 澤造 代人 同國

廣島区細工町居住

平民

河内 要之助

被告 同縣同國廣島区□

□町居住 平民 Y M

金藏 代人 同區廣瀬村居住 平

〔四〇B〕

民 持田 信造

本訴原告人カ証拠トスル建家貸渡

証書ハ明治十年十月ヨリ十ヶ年間毎月

米六斗宛家賃トシテ払渡ス可キノ約

定ヲ結ヒタル証書ナルニ証券界紙ニ認メ

アルヲ以テ証券印稅規則ニ違犯スル者ナ

〔四〇A〕【一二】家賃米滞催促・訴答書却下申渡<sup>(注15)</sup>

<sup>(注16)</sup> 証券印稅規則ニ違犯スル者ナ

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年

「却下文書」(民第二五號ノ二止)について(一)

五六六(二二六)

（資 料）

修道法学 三八卷 二号

五六五（二二五）

リトス故ニ同税〔規〕則第一則第二條ニ照シ取揚裁

〔四一A〕

判ニ及ハス訴答書トモ却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ

償却ス可シ

明治十二年十二月廿七日

係 判 事 横地 安信 印

主 判事補 脇屋 雄六 印

副 十七等出仕 川瀬 専次郎 印

〔四一B〕

（記述なし）

〔四二A〕 〔二三〕 〔地所取戻シ催促・訴状答書却下申渡〕<sup>（注17）</sup>

明治十二年第四百四十六号\*

印\*\* 申渡 起草 印\*\*\* 浄書 印 校合 印

\*\* 「横地安信」の丸朱印

原告 廣島縣備後國三次郡

□□□村居住 平民

\*\*\* 「脇屋」の丸朱印

\* 朱書き

被告 同郡□村居住 平民

K D 雄八

其方共地所取戻シ催促ノ訴訟審理中原

告人ガ主タル証拠トシテ提供シタル甲第一号証

書ハ原告人ガKI鶴松等ト謀リ被告人ノ実

〔四二B〕

印ヲ偽造シ之レヲ以テ詐為シタル証書ナルコト發覚シ

原告人已ニ刑事ノ処断ヲ受ケタルニ付本訴

ノ審理ヲ要セズ因テ訴状答書共却下候

事

十二月二十三日

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却

スベシ

掛 判 事 鳥居 断三 印

主 十六等出仕 伊藤 辨 印

副 判事補 粕屋 萬尋 印

〔四三A〕 〔三二〕 〔同前・申渡〕

明治十二年第四百四十六号\*

印\*\* 申渡 起草 印\*\*\* 「山本」の小判形朱印

□□□村居住 平民 浄書 印 校合 印 \*\*\* 「横地安信」の

\* 朱書き

欄外に「紫色拾枚」

原告 廣島縣備後国三次郡□□

丸朱印

□村居住 平民 M Y 三兵衛

\*\*\*  
「伊藤」

代人 同村居住 平民

土庵 寛象

被告 同郡□村居住 平民

K D 雄八

地所取戻シ催促ノ訴訟遂審理裁判スル  
コト左ノ如シ

〔四三B〕

被告ニ於テ本訴地所取戻シノ証拠ト為シ原

告ヨリ提供セシ証書ヲ駁シテ該証書ハ被告ヨリ

差入タル証書ニアラス印影モ実印ト相違シ

又三次區裁判所ニ於テ勸解呼出ノ際即五月七日実印ヲ

半紙ノ三箇所ニ押捺シ渡シタレハ其半紙ヲ以テ詐為

セシモノナラント陳述セリ然ルニ被告(ニ)於テ一ツハ印

影ノ相違ト申供シ一ツハ実印ヲ押捺シ渡シタル半

紙ニ詐為セシ者ナラント両端ヲ懐キタル陳述ヲ為

スハ豈ニ不当ノ弁解ト云ハサルヲ得ンヤ果シテ

該半紙ニ詐為セシモノナレハ印紙ニ消印セシ印

〔四四A〕

影ハ他ノ印影ト相違スヘキ筈ナルニ其印紙ニ消

印セシ印影ノ他ノ印影ト同一ナルノミナラス勸解

出願セシハ五月六日ニシテ半紙ニ実印ヲ押捺シ

渡シタルハ五月七日ナレハ其(七日) \*前日即六日ニ成 \*カッコ

立スヘキ理由ナキモノニ付決シテ該半紙ニ詐為

セシ証書ニアラス却テ被告答弁ニ窮スル遁辞ナルヲ

抹消

視ルヘキナリ殊ニ証書ノ印影ト被告ノ実印ト

対比照合スルニ毫モ差違アルヲ視サレハ該証書

ハ眞正ノ証書ナリト認定ス依テ原告請求

ノ通り速ニ地所引渡シ訴訟入費モ成規ニ

〔四四B〕

照シ被告人ヨリ償却スヘシ

係判事 鳥居 断三印

明治十二年六月 主 十七等出仕 中原 正夫印

副判事補 粕屋 萬尋印

〔四五A〕

【一三—3】【原告代人申口】

明治十二年第四百四拾六号

原告 M Y 三兵衛

代人 土庵 寛象

申口

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年

至 同 十三(一八八〇)年

「却下文書」(民第二五號ノ二止) について(一)

五六四(二二四)

一 MY三兵衛儀三次郡□□□村ノ

内字中西ノ地所貳反三畝拾五步書

入シKI雄八ヨリ金子借受有之候処

期限ニ至リ返済難相成ニ付不得已

明治十(十一) \* 年十二月付ヲ以テ同人へ切

渡シ置候処右地所売切り候ハ如何

\* カッコ内を  
訂正

〔四五B〕

ニモ残念ニ付向キ三ヶ年期代金四拾

五円ニテ買戻ノ契約相結〔七〕其節

即明治十一年二月十五日甲第壹号

証ヲ請取候依テ買戻方屢々催促

ニ及ヒ候得共被告ニ於テ書換

不具ニ付不得已本訴ニ及候然ルヲ

被告ニ於テ証書差入タル覚無之

印影モ相違之旨弁駁致シ候ヘトモ

該証書ノ印影ハ被告ノ印影ニ相違

無之殊ニ該証書ヲ相渡シ候ハ原被

〔四六A〕

告間直接ニ為シタル契約ニ有之

決シテ被告ノ承知不致理由

無之者ナリ且本訴第壹号証差

越シ候前甲第二号証ノ如ク契約

修道法字 三八卷 二号

五六三(一二三)

書ノ案文ヲ被告人ヨリ請取り其

請求通り相調へ差入レ有之ニ候候

モ甲第壹号証ノ真正ナルコトハ明

瞭ナル儀ニ有之候間速ニ地所買

戻之承諾ヲ為シ訴訟入費モ被

告人ヨリ償却致候様御裁判

〔四六B〕

奉仰候

一 明治十二年五月六日勸解出願ノ砌り使

之者被告ノ印影ヲ半紙ニ押捺之覚

儀更ニ無之候事

右ニ不申上候事物並ニ証拠物更ニ

無之候

右之通り相違不申上候 已上

明治十二年六月五日 土庵 寛象 印

〔四七A〕

【一三一4】被告申口

明治十二年第四百四拾六号

被告 KI 雄八

申口



一 自分儀三次郡□□村ノ内字中

西ノ地貳反三畝拾五歩ハ明治十(十二) \*年

十二月中買受候ハ原告申立ノ通り

相違無御座候得共本訴甲第壹号証

書ノ通り受戻シ契約書差入タルコト

更ニ無之印影モ大ニ自分ノ印影ト

相違致候且ツ甲第二号モ相渡セシコト

〔四七B〕

更ニ無御座候間原告ノ求メニ難応

然ルニ本訴ニ付三次区裁判所へ原告

ヨリ勸解出願之砌リ使之者呼出

状持參致シ実印入用ニ付半紙

ニ押捺致シ具候様申スニ付相違モ有

之間敷ト相心得即半紙二三ヶ所

実印ヲ押捺致シ差遣シ候ニ付

其際即明治十二年五月七日ニ於テ

該半紙ニ斯ク詐為証ヲ造リシモノ

トモ相考ラレ申候間其求メニ可応理由更ニ無之(依テ) \*

訴訟入費

〔四八A〕

トモ可然御裁判奉仰候

右之外申上候事柄並ニ証拠物

更ニ無之候

右之通り相違不申上候 已上

明治十二年二月五日 K I 雄八印

〔四八B〕

(記述なし)

〔四九A〕 〔一四〕 〔退隱復籍并地券名前書換・申渡〕 (注18)

十三年一月十四日 申渡 \* 欄外右側に朱書き

十二年第千二百八号 起草 印 \* 浄書 印 校合

印 \* \* \* 申 渡 \* \* \* 〔川戸〕の丸朱印

原告 廣島縣安藝国安藝郡 \* \* \* 〔横地安信〕

□□村居住 平民 MO 市 の丸朱印

太郎 代言人

岩田 彌太之輔

被告 同村居住 平民 YD 篤次郎

代言人

原田 東三郎

原告ニ於テ親族 YD 篤太郎ガ退隱復籍并地券名前書換請

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年 〔却下文書〕 (民第二五號ノ二止) について (一)

五六二 (一一二)

〔四九B〕

求訴出ル処原告ハ曾テ刑事裁判ニ服

セズ上告ニ及ヒ未決責付中ノ身分ナレバ〔剩へ〕<sup>(注19)</sup> \*他

家ノ事件ニ就テ訴ヲ起スハ不当〔可キ権理ハ無之〕<sup>\*\*</sup> \*カッコ内二字抹消

ニ付取上ケ裁判セズ訴状及ヒ答書共却下候事<sup>\*\*</sup> \*カッコ内七字抹消

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却ス可シ

明治十三年一月十四日 係 判事 横地 安信 印

主 判事補 川戸 清輔 印

副 判事補 水邨 遜 印

〔五〇A〕

〔一五〕貸家明渡并家賃催促・申渡<sup>(注20)</sup>

一月三十一日申渡<sup>\*</sup> 紫色八枚<sup>\*</sup> \* 欄外右側上部に朱書

明治十三年第廿五号 起章<sup>\*\*</sup> 浄書 印 校合 印<sup>\*\*</sup> \* 脇屋<sup>\*\*</sup>の丸朱印

印<sup>\*\*</sup> 申渡 原告 廣島縣安藝國豊田<sup>\*\*</sup> \* 鳥居<sup>\*\*</sup>の丸朱印

郡□□村居住 平民

〔五一A〕

ル者トス加フルニKT清八郎カ其遺留財産

ノ所分権ヲ有シタル者トナリシ上ハ即チ清

八郎ノ原告タルヲ適當トスルヲ以テ直チニKT

清左エ門ノ名ヲ以テ原告〔ト〕スルハ呈訴ノ式ニ違<sup>\*</sup> 編者に

〔五〇B〕

屋ハKS宗次郎ノ所有タリ而メ宗次郎ハ幼

少ナルヲ以テ其父KT清八郎之レカ後見タリシ

カ明治十二年六月宗次郎病没シ目今尚其

相続人確定セサル上ハ宗次郎ノ遺留財

産ノ所分ハKT清八郎ニ屬ス可キ者ノ如

シト雖モ是尚本訴ニ於テハ未タ確定セル

者ト見做シ難シ然レハ未タ其遺留財産

貸家明渡并家賃催促ノ〔本〕\*訴訟ニ及ヒシ家

〔五〇B〕 屋ハKS宗次郎ノ所有タリ而メ宗次郎ハ幼

少ナルヲ以テ其父KT清八郎之レカ後見タリシ

カ明治十二年六月宗次郎病没シ目今尚其

相続人確定セサル上ハ宗次郎ノ遺留財

産ノ所分ハKT清八郎ニ屬ス可キ者ノ如

シト雖モ是尚本訴ニ於テハ未タ確定セル

者ト見做シ難シ然レハ未タ其遺留財産

ノ所分権ヲ有セサルKT清八郎ヨリ甲第一号証明明治十二

年十一月三日付ノ契約書ニ依テ委任ヲ受

ケタル旨趣ナルヲ以テ起訟スルノ権利ハ有セサ

〔五一A〕

ル者トス加フルニKT清八郎カ其遺留財産

ノ所分権ヲ有シタル者トナリシ上ハ即チ清

八郎ノ原告タルヲ適當トスルヲ以テ直チニKT

清左エ門ノ名ヲ以テ原告〔ト〕スルハ呈訴ノ式ニ違<sup>\*</sup> 編者に

〔五〇B〕

屋ハKS宗次郎ノ所有タリ而メ宗次郎ハ幼

少ナルヲ以テ其父KT清八郎之レカ後見タリシ

カ明治十二年六月宗次郎病没シ目今尚其

相続人確定セサル上ハ宗次郎ノ遺留財

産ノ所分ハKT清八郎ニ屬ス可キ者ノ如

シト雖モ是尚本訴ニ於テハ未タ確定セル

者ト見做シ難シ然レハ未タ其遺留財産

ノ所分権ヲ有セサルKT清八郎ヨリ甲第一号証明明治十二

フ者トス右ノ理由ナルニ付(ヲ以テ) \* 訴答書却下候 より補充  
事 \* カッコ内三字抹消

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ  
償却ス可シ

明治十三年一月

係 判 事 横地 安信 印

(五二B)

主 判事補 脇屋 雄六 印  
副 判事補 川戸 清輔 印

(五二A) 【一六】山林売戻シ并地券名前書換請求・申渡<sup>(法21)</sup>

明治十二年第千二百拾八号 紫色三枚 \* 印 \* 欄外右側下に  
墨書きと「福島」

起草 印 \*\* 浄書 印 校合

の丸朱印

\*\* 「川瀬」の丸朱印

印 \*\*\* 申 渡 \*\*\* 「横地安信」の丸朱印

原告 広島縣安藝國豊田郡

□ □ 村居住 平民 S W

栄次 代言人

林 十之助

広島裁判所 自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止) について (一)

五六〇(一一〇)

被告 広島縣安藝國豊田郡

□ □ 村居住 平民 S D 忠

兵衛 代言人

(五二B)

長屋 謙一

原告カ山林売戻シ并二地券名前書換請  
求出訴ノ未証拠書類不足ニ付願下ケ致

度旨申立ル処被告ニ於テ其願下ケハ証

拠書類不足ト云フニ在ルヲ以テ願下ケ願書

ニ再訴ハ勿論控訴モ不致旨記載アルモ後日

ニ至リ如何ナル証書ヲ作為シ再ヒ被告ヲ悩マス

モ難予知故ニ右願下ケ願書ニ連署押印ス

ルコト能ハザル旨申立ルト雖トモ已ニ原告ニ於テ

其願下ケ願書中(出訴ハ勿論控訴仕間敷)

(五二A)

及ヒ(訴訟入費モ原告人ヨリ償却スル)ト記載アルハ

即チ「取りモ直サズ」\* 出訴ノ権利ヲ抛棄セシ者ニテ

\* カッコ内朱線で抹消

原告願下ケノ趣ハ「已ニ」\* 開届クヘキ「タル」\* \* 二付答書ハ

却下候事 \*\* カッコ内朱点で抹消

但シ却下ニ係ル訴訟入費ハ被告ヨリ償却 \*\*\* カッコ内

スベシ 朱で訂正

明治十三年

二月十二日 掛判事 鳥居 断三 印

主 十七等出仕 川瀬 専次郎 印

副 判事補 鈴木 円平 印

苦メシムルモ難斗候ニ付原告ノ願下ケ願書  
ニハ連署押印スルコト不能候故ニ後日ノ患ノナキ  
為メ御裁判願度候事  
右之通り相異不申上候 以上

明治十三年

二月十二日 長屋 謙二 印

〔五三B〕  
(記述なし)

〔五四A〕 〔一六一二〕 〔被告代人申口〕

被告 S D 忠兵衛 代人  
申口

明治十二年第九百九十九号

印\*\* 起草 印\*\*\* 浄書 印 校合 印

裁許案

原告 廣島縣安藝國安藝郡

□ 村居住 平民 T M 九右衛門

代人 同郡同村居住 平民

金木 太郎 左衛門

被告 廣島縣安藝國安藝郡

□ 村居住 平民

N S 小四郎

〔五四B〕  
後日ニ至リ如何ナル証書ヲ作為シ再ヒ被告ヲ

一 原告ニ於テハ訴狀面ニ証拠書類ハ記載シ出

訴ノ末被告モ相当ノ証拠書類ヲ答書ニモ記

載セシ如ク相揃提供致候処原告ニ於テ被告ノ

答弁ヲ論破スルコト能ハズ中途ニシテ願下ケ致度

旨申立候ヘ共其口実トスル所ハ証拠書類不足

ト云フニ在レバ原告ヨリ差出候願下ケ願書ニハ

再訴ハ勿論控訴モ仕聞敷ト記載有之候ヘ共

〔注2〕  
\* 欄外右側に朱書きと  
墨書き。印は「福島」

\*\* 「横地安信」の丸朱印  
\*\*\* 「日比」の丸朱印

〔五五B〕

合商業双方出金諸入費差引計算請求ノ詞訟遂

審理裁判スル如左

原告請求スル所ノ出入計算ハ原被双方ノ陳述スル如ク囊キニ明治四五兩年中原被告俱ニ酒造營業ヲ為シタル際双方ノ出金及ヒ諸入費利益金等ノ計算

タレハ其性質ハ即チ商業上ノ取引ニ関スル金額即チ〔ニシテ〕\*  
\* カッコ内朱線で抹消

売掛代金〔ニ比准スベキ者〕\*\*ナレバ已ニ期満得免\*\*\*ニ係ル  
\*\* カッコ内朱点で抹消

ヲ以テ之レニ附帯シテ起ル所ノ計算ノ請求ハ採用スベキ  
\*\*\* 消滅時効のこと

者ニ非ス右ノ理由ナルニ付訴答書共却下候事  
但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人之レヲ償却スベシ

〔五六A〕

掛 判 事 鳥居 断三印  
主 十六等出仕 日比 豪印  
副 十七等出仕 川瀬 専次郎印

明治十三年二月

〔五六B〕

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)  
至同 十三(一八八〇)年

五五八(一一八)

(記述なし)

〔五七A〕〔一七―2〕【原告代人申口】

明治十二年第九百九拾九号\*

原告 TM 九右衛門 代人

金木 太郎左衛門

申口

\* 本行朱書き

第一条

本訴ノ起因ハ明治四五兩年中原被申合ノ上酒造

商業相営ミシヨリ原告ハ式百六拾式円四拾六錢四

厘出金シ被告ハ四百五拾七円六拾壹錢五厘出金シ其

末商法上ノ利益金七拾円三拾八錢六厘有之依テ此三

口合計七百九拾円四拾六錢五厘ト相成内ニテ原告請取

リタル金高ハ八拾五円七拾〔壹〕\*錢壹厘被告ハ四拾五円

\* カッコ内一字抹消

〔五七B〕

八拾錢請取り其他酒庫普請代金四百九拾八円式

拾八錢式厘ニ付此三口合計六百貳拾九円七拾八錢三厘之

レヲ前出金及ヒ利益金通計七百九拾円四拾六錢五厘

ト差引計算セバ残額百六拾円六拾八錢式厘トナレリ而

メ其半額八拾円三拾四錢壹厘ハ原告へ請取ルヘキ筈ナルヲ

被告ハ引渡サズ（サ、ルニ依リ）\*然ル時ハ原告ヨリ出金不足トナ  
リシ

\* カッコ内朱線にて抹消

百拾七円五拾貳錢三厘ニ差繼クベキ筈ナリ然ルヲ被告ハ  
之レヲ差繼計算セサルヨリ原告ノ出金不足ハ八拾貳円三  
拾三錢ナリト申立ツレドモ原告ハ兼而請取ルベキ八拾円三  
拾四錢壹厘ヲ出金不足百拾七（七拾）\*円五拾貳錢三厘ノ内

\* カッコ内二字抹消

〔五八A〕

ヨリ差引計算セシコトヲ請求スル義ニ有之候事

第二条

被告證據トシテ呈供スル合商精算請求濟受書ハ原告  
告連署之上差出シタルニ相違無之モ右ハ原告第一号証之  
原被双方出金出入勘定ノ計算相済ミタル為メニ差  
出シタル請書ニシテ悉皆差引計算済ノ為メニ差出シ  
タル書面ニハ無之候事

第三条

被告ハ明治五年分ノ計算ニ論及スレドモ明治五年ノ計  
算方ニ当リテハ金三百九拾貳円五拾九錢壹厘原告ヨ  
〔五八B〕

リ出金シ且ツ酒造利益金百五拾六円貳拾壹錢九厘  
五毛此ニ口合計五百四拾八円八拾壹錢五毛ハ原告ヘ請  
取ルベキ金額ナリ此内貳百九拾八円五拾八錢九厘外ニ普

請代金百拾三円三拾四錢六厘五毛通計四百拾壹  
円九拾三錢五厘五毛ハ既ニ原告ヘ請取リタルヲ以テ差引  
原告ヘ請取不足トナリシハ百三拾六円八拾七錢五厘ノ計  
算ニ付直チニ全額ヲ請求スルニアラサレドモ今一応精算  
之上惣金相違勘算ヲ示シ呉レンコトヲ請求スル義  
ニ有之候事

第四条

〔五九A〕

前条并ニ訴狀之外可申上事柄并ニ証拠物等ハ  
無之ニ付可然御裁判奉仰候事

右之通相違無之候 以上

明治十三年二月六日 金木 太郎左衛門 印

〔五九B〕

（記述なし）

〔六〇A〕〔一七一3〕【被告人申口】

明治十二年第九百九拾九号

被告人

第一条

原告申立ツル如ク曩キニ酒造營業合商セシハ相違無之然レドモ原告モ既ニ承諾ノ上計算相済ミ被告証拠トシテ呈供スル合商精算請求済ノ受書モ差出シタル義ナレハ此上原告ヨリ精算方請求スヘキ謂レ無之然ルニ原告ハ百六拾円六拾八錢貳厘ヲ半額即チ八拾円三拾四錢壹厘ハ原告ヘ割戻スベキ筈ナリト申立ツレドモ〔六〇B〕

素より其金額ハ明治四未年分ニ当リ原告ヘ算還スベキ筈ナレドモ明治五申年ニ至リ酒桶〔増〕\*買増及ヒ酒庫普請ノ為メ貳百貳拾六円六拾九錢三厘入費相懸リシニ付其費用ノ為メ原告ハ四拾壹円三拾壹錢壹厘被告ハ貳拾九円壹錢壹厘ヲ支弁シ不足金百五拾六円三拾七錢壹厘ニ当リ則チ原被双方半額ツ、請取ルヘキ百六拾円六拾八錢貳厘ヲ店ヨリ其費用ノ為メニ支出シタレハ原告ヘ割戻サントスルモ今ヤ已ニ現金ナケレハ其需メニ難慮尤四円三拾壹錢壹厘違算〔六一A〕

算高ハ帳簿ノ通り相違無之候事

第二条

明治五申年分ニ当リ原告ハ三百九拾貳円五拾九錢壹厘出金シ内四拾壹円三拾壹錢壹厘ハ普請入費ニ差引貳百九拾八円五拾八錢九厘ハ原告ヘ已ニ相渡シ残り百三拾六円拾錢六厘原告ヘ渡シ不足ニ付此金高ヨリ予テ原告出金不足八拾貳円三拾三錢ヲ引去リ其殘額ヲ原告ヘ引渡セハ別ニ勘算スベキ積無之其相違ナキハ被告証拠トシテ呈供スル合商精算請求済請書之通り原告モ承諾セシ者ニ付再議案〔六一B〕

第三条

ニ対シ計算スベキ義務無之候事

前条々并ニ答書上伸書之外更ニ可申上事柄等々証拠物等ハ無之候ニ付可然御裁判奉願候事

右之通相違無之候事

明治十三年二月六日 NS 小四郎 印

〔六一A〕【一八】【共有草山区域妨碍・裁決案】<sup>(注23)</sup>

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一) 五五六(二一六) 至同 十三(一八八〇)年

紫色八枚印\*

\* 右側欄外に墨書き

十二年第八百六号\*

起草印\*\*

浄書印

校合印

\* 以下二行は朱書き

裁決案

印\*\*\*申渡

\*\* 判読困難。「水邨」か。

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

原告 廣島縣安藝國佐伯郡□□村

惣代 同村居住 平民 H G 幸助

全 同村居住 平民

K Y 小六

全 全代言人

玉木 市兵衛

〔六二B〕

被告 廣島縣安藝國佐伯郡□□村

惣代並同村居住 平民

M Z 利左衛門

全 同村居住 平民

T O 和一郎

全 同村居住 平民 N K 米太郎 代人

同縣同國廣島區細工町居住

平民

河内 要之助

共有草山区域妨碍ノ詞訟遂審理処被告ハ

〔六三A〕

T M 源吉外二十名ヲ除キ原告出訴ニ及ヒタルハ不

当ニ付右二十一名ヲ差置キ此上答弁致シ難キ

旨申立ルト雖トモ其訴状面ニ T M 源吉等ノ氏名

脱漏アルコトハ被告ニ於テ曾テ承認ノコトナルヲ以テ

最初ニ其答弁シ難キ理由ヲ述フ可キカ至当

ナルニ一村惣代ノ名義ヲ以テ答書ヲ為シ次テ被告

カ便利トナル可キ主タル趣旨ヲ続テ答弁シ已ニ

審理ニ及フニ至リ其氏名脱漏アルノミヲ以テ

不当ノ訴ナリト云フヲ辞柄\*トシ答弁為シ難シト \* 口実の意

ノ被告申立ハ不当ナリ然レトモ被告トナル可キ 〔大辞林〕

〔六三B〕

T M 源吉外二十名ヲ訴状ニ記載セザ（ルハ原告

脱漏ノ責ヲ免カレサルニ付）\*レバ右一村内ニ関スル原告

\* カッコ内朱線で抹消

一村内ニ関涉スル争イナルヲ以テ原告ニ於テハ其判決ヲ

受クルモ効ナキモノニ付訴答書トモ却下候事

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ償却ス可シ

明治十三年三月十三日 掛判事 鳥居 断三印

主判事補 水邨 遜印



副判事補 脇屋 雄六 印

玉木 市兵衛 印

〔六四A〕【一八一乙】〔原告代言人申口〕

十二年第八百六号\*

原告捻代人

H G 幸助

K Y 小六

全代言人

玉木 市兵衛

申口

一 自分共儀被告□□村一村へ相係ル共

有草山区域妨碍一件訴状面二被

告 T M 源吉外十四名脱漏二相成候

〔六四B〕

一 民有ハ明治十二年十一月六日附ヲ以テ差出

シタル書面ノ如キニ候可然御裁判奉

願度候訴訟入費モ是又御裁判

奉願候事

明治十二年十一月六日 H G 幸助 印

K Y 小六 印

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

至同十三(一八八〇)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五五四(二二四)

\* 朱書き

〔六五A〕【一九】〔定約金請求〕訴答書却下案<sup>(注24)</sup>

明治十三年三月四日宣告 印\*

\* 欄外右側上部に朱書き。

印は「鈴木」の丸朱印

明治十三年第百式拾四号 起草 印\*\* 浄書 印 校合

印\*\*\* 訴答書却下按

申渡

原告 廣島縣安藝國廣島區□町

居住 士族 N M 一雄 代人 同區西地方町

居住 士族

池内 讓之助

被告 同區□□町居住 士族

Y N I 国太郎

全 同區同町居住 士族 M M 久馬

〔六五B〕

代人 同區上流川町居住 士族

杉村 順平

定約金請求之訴訟遂審理処原告提供

スル第壹号証ハ本訴被告ノ尅人タルYNI  
國太郎ヨリNT億之助ヘ係ル貸金催促事件ヲ

当原告ヘ委托シ成功ノ上ハ其請求金額ノ尅割ヲ給  
与ス可キ契約ナルヲ以テ其出訴期限ハ規則第一条ニ  
依ル可キモノニシテ而シテ原告ガ委任セラレタルNT

億之助ニ係ル訴訟ハ明治十一年十一月十九日済口  
證文ヲ差出シタレハ其翌日即チ明治十一年十一月廿日

ヨリ本訴ノ出訴期限ヲ起算スルニ既ニ出訴ノ期限ヲ  
過去リタルモノニ付〔原被争点ノ裁判ニ及ハス〕\*  
〔六六A〕

原告ハ既ニ出訴ノ權利ヲ失シタルモノナリ因テ訴  
答書共却下候事〔スル者也〕\*\* \*カッコ内一字朱点で抹消

但 訴訟入費ハ成規ノ通原告ヨリ償却ス可シ  
明治十三年三月二日 掛 判 事 横地 安信 印

主 判事補 鈴木 円平 印  
副 十六等出仕 日比 豪 印

〔六六B〕  
〔記述なし〕

〔六七A〕【一九一2】【原告代人申口】  
明治十三年第百貳十四号\*  
原告代人 池内 讓之助

第一条 被告YNI國太郎MM久馬ヨリ  
受取りタル第壹号証ハ國太郎久馬兩人ヨリ  
明治九年八月金百拾円ヲNT億之助ナル者ヘ  
貸与ヘタル処期限ニ返済セサルニ因リ其  
催促ノ依頼ヲ受明治十年二月十二日KN  
順一YNI國太郎ノ代言人トナリテ出訴シタル末  
当原告ニ於テ順一二代リ更ニ國太郎ヨリ委托ヲ受ケ  
〔六七B〕

右訴訟ヲ受継キ遂ニ明治十一年十一月十九日  
原被示談相届キ抵当地ヲ代金五拾八円  
ニテ当件ノ被告ヨリ受取り外二百三拾円ノ新キ証文ト共ニ  
MM久馬ヘ当原告ヨリ相渡該件全ク決着  
セリ因テ最前定約ノ通金高百八拾八円ノ  
尅割拾八円八拾銭ヲ請求スル次第第二有之候

第二条 前頭NT億之助ヨリ請出シタル借金  
百拾円証文ノ抵当ニハ山反別四町七畝ト有之  
モ抵当地受取ル際尅反五畝ノ外無之旨

事

事

事

事

事

事

事

〔六八A〕

億之助申立レトモ該証ハ戸長ノ奥書モ無之

イカニモ不都合ニ付戸長ヘ相尋ネタル処山

ノ儀ハ未タ地券証発行モ無之只旧帳簿

ニ尅反五畝トアル而已ニテ四町七畝トノ反別ハ

無之又四町七畝ト異ル反別ヲ証文ニ記載

セシモ何村ノ山ヲ何某方所有スルニ相違無キ

ヲ保証スル而已ニテ反別ノ記載ニハ関係セストノ

事ニテ致方モ無之余億之助力訟願ニ

出タル見込ニモ有之ニ付吟味願ヲ為スヤ

否ノ事ヲ当被告ヘ申入シニ国太郎家族

〔六八B〕

久馬等ニ於テ其レ迨ニハ及サル趣相答エタルユヘ

其俣ニ差置キタル次第ニテ其他委細ハ

明治十三年二月四日付訴状并二十三年二月

廿八日弁駁書ニ記載候通相違無之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十三年二月廿八日

池内 讓之助印

〔六九A〕〔一九一三〕【被告代人申口】

明治十三年第百貳拾四号\*

被告人 YNI 國太郎

被告代人 杉村 順平

申口

原告代人池内讓之助ヨリ係ル定約金請求

一件ニ付テハ明治十三年二月廿五日付訴答書

ニ掲載候通相違無之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十三年二月廿八日

YNI 國太郎印

杉村 順平印

〔六九B〕

(記述なし)

〔七〇A〕〔二〇〕【地所書人証書請求・裁判案】<sup>(注26)</sup>

紅色八枚印\*\* 右側欄外に

十三年第百二十七号\*\*

裁判案 起草 印\*\*\* 浄書 印 校合

申渡

原告 廣島縣安藝國賀茂郡□□村居住

\*\*\* 以下二行は朱書き

\*\*\* 「菊池」の丸朱印

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五五二(一一二)

〔資 料〕

修道法学 三八卷 二号

五五一 (一一一)

平民 当時同縣同國廣島区□□町 K B  
善太郎方寄留 O K B 常次 代人 同縣同國  
安藝郡府中村居住 平民

和田 多平

被告 廣島縣安藝國賀茂郡□□村居住 平

民

N D 序助

地所書人證書請求ノ訴訟遂審理処

原告 (二) 於テハ第一号證書ハ一時仮リニ受取置キタルヲ以 (テ)

約定ニ基キ公正ノ證書ニ認メ替ヘキ旨及督促ト雖モ被

告 (二) 於テハ却テ明治十一年九月廿六日原告ヨリ差入レタル誤

リ證書ヲ提ケ原告第一号證ハ真正ニ非サル旨弁駁シ

又原告ハ第二号證書ヲ呈供シテ被告カ力トスル誤リ證

ハ当時原被協議ノ上奸策ノ為メ為取替セシ不正ノ證書ヲ

ル旨陳弁シ其他種々捧提スル附從ノ證書ハ悉ク不正ノ

源因ヲ明確ナラシムル證憑ナレハ原告訟フル処ノ第一号證

〔七一 A〕

書ハ全ク不正ニ成立チタル儀更ニ思考ヲ費サスシテ明

瞭ナリ然レハ如斯證書ヲ以テ訴ヲ起スヘキ權利ヲ有

セサルハ論ヲ俟タス故ニ逐条説明ヲ要セス依テ訴答

書共却下候事

〔七一 B〕

(記述なし)

〔七二 A〕 〔二二〕 〔損害米金要求・却下案〕<sup>(註27)</sup>

橙黄色六枚 印\*

第二百十号\*\*

却下案

起草 印\*\*\*

淨書 印 校合 印

\*\* この行朱書き

印\*\*\* 申渡

原告 廣島縣備後国奴<sup>ぬ</sup>可郡西城町□□□番

\*\*\* 「鳥居」の丸朱印

屋敷寄留 S D カメヨ 後見人

K M 群助

被告 廣島縣備後国奴可郡□□□村居住

平民 O D 貞次郎 代人 同縣同国三次郡上

里村居住 Y Z 半平方寄留

長岡 佐吉

損害米金要求ノ訴訟審理ヲ遂ケ判決スル処左ノ如シ

〔七二B〕

該訴ハ被告答弁ノ如ク原告第一号證書明文ニ依

リ、裁判結局ノ上 I K クニハ地所有ノ權利帰スルニ

非サレハ直チニ被告ヘ対〔シ〕損害米金ノ弁償ヲ求ムル權利

無之ニ付訴答書共却下候事

但 訴訟入費ハ規則ニ照シ原告人ヨリ償却スヘシ

掛判事 横地 安信 印

明治十三年三月十六日 主 判事補 菊池 重威 印

副 十七等出仕 川瀬 専次郎 印

〔七三A〕 〔二二〕預ケ地券證取戻・申渡(注28)

三月廿六日 申渡\*

\* 欄外右側上部に朱書き。下部に墨書と丸朱印

第二百七号\*\*

起草 印\*\*\* 浄書 印\*\*\* 校合 印\*\*\* 「菊池」の丸朱印

\*\* 以下二行は朱書き

廣島裁判所 自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止) について(一)

印\*\*\* 申渡

原告 廣島縣安藝国廣島區□□町居住 平民

Y K 義定

被告 廣島縣安藝国高宮郡□□町居住 士族

T H 捨吉郎 後見人

T H タマ

預ケ地券證取戻ノ訴訟遂審理ル処左ノ如シ

原告ニ於テハ亡 T H 與作ヨリ受取り置ケ地券預リ證ヲ以

〔七三B〕

テ相続人捨吉郎ヲ相手取り地券証貳通取戻シヲ請求ス

ト雖モ該証書タル僅ノ一片紙ニシテ普通証書ノ体裁ヲナサス

加之何人ノ手跡ナルヤ判然セス且印影ノ如キモ與作ノ実印ニ

似タルト雖被告ニ於テ確然認定セサレハ只其印影ノ似タル一点

ヲ以テ証書ノ成立正不正ヲ推考スルニ由シナク況ヤ被告ハ(ニ於

テハ)\* \* カッコ内を訂正

與作存生中地券預リタル儀并死亡ノ際

一言ノ申置モ無之且所在不分明ニ付原告ノ要求ニ難応旨

答弁シ原告モ亦被告申述ノ如ク無相違段認定スル上ハ為

シ能ハサルヲ予定シ訴ヲ起スモノニ付原告被告共訴答状却下候事

但 訴訟入費ハ成規ノ通り原告ヨリ償却スヘシ

係 判事 鳥居 断三 印

明治十三年三月八日 主 判事補 菊池 重威 印

五五〇(一一〇)

（資 料）

修道法学 三八卷 二号

五四九（二〇九）

副 十七等出仕 川瀬 専次郎印

〔七四 A〕〔三二一 2〕【原告申口】

原告 YK 義定

申口

一本訴預ケ地券ノ儀久当\*被告ニ於テハ \*「旧冬」の当て字か  
婦女ノ儀ニテ一切承知セサル事ト  
相考申候事

右之通相異不申上候 以上

明治十三年三月六日 YK 義定 印

〔七四 B〕

（記述なし）

〔七五 A〕〔三二一 1〕【頼母子講返掛金滞請求・申渡案】<sup>(注29)</sup>

橙黄色四枚 印\*

\* 欄外右側に墨書きと「福島」の丸朱印

明治十三年第二百三十八号

印\*\* 申渡案 起草 印\*\*\* 浄書 印 校合 印

原告 廣島縣安藝國廣嶋區□□町

居住 平民 A R 吉良右衛門 代人

同區鷹匠町居住 平民

岡田 廣助

被告 廣島縣安藝國廣島區□□

村居住 平民 K M 勝太郎 代人 同區

鷹匠町居住 平民

寺本 國造

〔七五 B〕

頼母子講返掛金滞請求之義訴出ツル処 印\* \*「日比」の丸朱印

本訴ノ証書ハ「明治七年第八十一号布告」\*\* 証券印税規

則ニ抵触スルヲ以テ訴答書共却下候事 \* カッコ内一ニ字抹消

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ弁償ス可シ

掛 判 事 横地 安信 印

明治十三年三月卅日 主 十六等出仕 日比 豪 印

副 判事補 川戸 清輔 印

〔七六 A〕〔三三二 2〕【原告人代人申口】

十三年第二百三十八号\*

\* 朱書き

原告人 A R 吉良右衛門 代人

岡田 廣助

申口

被告人 K M 勝太郎 代人

寺本 國造

申口

原告第二号証ヲ原告人へ請取り居ル旨趣ハ  
被告人モ申立ツル如ク親圖落札之者ニハ親  
圖之金高三百弍拾円ノ内ヨリ百九拾九円ヲ渡  
シ而メ毎月四円ヲ返掛金可致講法ニ付被告  
人へ落札相成リタル節金百九拾九円ヲ被告  
人へ相渡シタレドモ返掛金之抵当無之二付被告  
人〔七六B〕

人ノ兄I U 多作ヨリ原告第二号証ヲ領置シタ  
ル義ナリ而メ百九拾九円ニ利息ヲ生スルハ其百九  
拾九円ニ毎月弍歩ノ利息ヲ積算セシ時ハ返  
掛金合計三百弍拾円ニ当ルヲ以テ原告第二号  
証ハ利息ヲ生スル契約ナリ  
右之外訴状ニ申立候通り相違無之尚他ニ可  
申上事柄并ニ証拠物等ハ無之候ニ付訴訟入費モ  
速ニ御裁判奉願候事

明治十三年三月廿五日 岡田 廣助印

〔七七A〕【二三一三】【被告人代人申口】  
十三年第二百三十八号\*

\* 朱書き

【読下し(一)了】

原告第一号第二号証ハ孰レモ真正ノ証書ニ相  
違無之ト雖トモ第一号証ハ元来原告第二号証  
ノ成立ツ迄差入レ置キタル者ニ付既ニ原告第二  
号証ヲ差入レタル上ハ原告第一号証ハ被告人  
へ取還スベキ証書ナリ然レドモ被告人ハ未タ除  
講ニ至ラサルヲ以テ返掛ヲ為ス可キ筈ナレドモ講  
〔七七B〕

法ニ於テ被告人ノ承諾難致場合有之即チ  
答書ニ記載セシ如クナルヲ以テ已ニ除講ノ事モ申  
込越未タ除講ハ不致モ必ス除講スヘキ胸  
案ニ付返掛金ヲ為サ、ル義ナリ  
右之外答書ニ申立候通り相違無之猶ホ他  
ニ申上ベキ事柄并ニ証拠物ハ無之ニ付訴訟入  
費モ速ニ御裁判奉願候事

明治十三年三月廿五日 寺本 國造印

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年  
至同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五四八(二〇八)

## 二 注の部(1)

### (一) 『却下文書』について

1 今回紹介を試みるのは、「はじめに」で記したように、広島地方裁判所に所蔵されている二冊の『却下文書』のうちの第二冊目である。本稿では、前半の【一】～【三】の事件を紹介することにした。

2 本簿冊は、厚紙の表・裏表紙の外、目次が三葉、中扉一葉、本文一三三葉より成っている。表紙には、真ん中に「名称」として「却下文書」の欄を挟んで右側には、「年度」として二行にわたり「自明治十二（一八七九）年至明治十三（一八八〇）年」、「保存始期」として「明治十四年」、「保存終期」として「明治永久年」が、左側には、「番号」として「民第二五號ノ二止」、「裁判所名」には「広島地方裁判所民事部」の欄が設けられており、必要事項を記入するようになってい。なお、本簿冊の寸法は、縦二・二cm、横一六・六cm、厚さ二・〇cmである。写真(一)を参照。簿冊の番号の続き方や所蔵の状態からみると、本簿冊と明治十年版の二冊だけが別途編綴されたと考えられる節があるがその理由は不明である。

3 本簿冊は、表紙には「却下文書」と書かれているが、「目次」に次ぐ中表紙には「棄却文書編冊」と書かれている。この時期には、「却下」と「棄却」の用語の違いは、現時のそれと全く同一で

はないにせよ、意識されていたようである。

4 本簿冊には、全体で四五件分の裁判記録が編綴されている。しかし「はじめに」で記したように、「目次」欄に記載されていない四〇番目の明治一三年の事件記録が編綴されており、それを目次作成時の記載漏れとみなして加えると全体で四五件になる。

5 上記の四五件の記録について、幸い広島地方裁判所に所蔵されている『訴状受取録』（明治十一年～同十三年）の中に、それらの事件に対応する記録を見出すことができた。

また、少数の事件につき、『上訴裁判通知録』の中に関連する記録を見出すことができた。両者については、後にまた触れる。

### (二) 『却下文書』(本文)について、

6 本文の読下しについて、行と字数は本文の形式に従い、人名と地名は本文中の表記に従い旧漢字を用いたが、その他の部分は旧漢字は常用漢字で表記した。送り仮名は原則として本文の表記に従ったが、判読しにくいと思われる箇所には□で文字を補い、また読みづらい漢字には平仮名でルビを振った。

7 各事件について、「裁判申渡案」とそれに続いて「原告(人)又はその代人若しくは代言人申口」「被告(人)又はその代人若しくは代言人申口」の書面が綴じ込まれている。本簿冊では、原告についてだけでなく、被告(人)の住所身分氏名が書かれている前に紹介した『明治十年 却下文書』には、訴状本体に原告(人)



の住所氏名の記述と受付番号、担当（裁判）官、訴状却下理由などが朱字によって書かれていたが、訴状の記載と却下理由だけでは事案の内容を把握するのが困難なものが多かったのに比べると、文書の保存としては格段に詳細な内容のものとなっており、かなりの程度事案の内容を把握しやすいものが多いことに大きな違いがある。

8 本簿冊で用いられている用紙は、【四】事件を除き、枠は藍の二重罫紙、半葉一〇行詰め、中央柱下部に「廣島裁判所」と印刷されている。用紙は共通である。

9 「裁判案（見出しは「訴状却下文案」「裁決案」など異なっているが）の記録には、責任者の押印のほか、「起草」「浄書」「校合」「担当者の氏名の押印がなされており、前二者は一名の押印であるが、「校合」の箇所には三つないし五つの押印（四個のものが多い）が見受けられる。文案が慎重に検討されていたことが推測される。ただし、押印はルーペで拡大して見ても判読できないものが多かった。

裁判は合議体で扱われたので、本稿では「起草」担当者の押印のみを記した。起草は、三名の裁判官のうち、「主」担当者がしたようである。浄書は、判読できたものについて「官員録」との照合を試みている。「校合」は、裁判担当者以外の裁判官の押印が見受けられる。

10 本簿冊については、目次の番号と本体の編綴の順序が必ずし

も一致しない。この不一致は数カ所において見受けられる。現物を参照するときには、そのことに留意することが求められる。本稿では、目次の順番に従って本文の順序を入れ替えて掲載することにした。それに合わせて、本文の丁番号も入れ替わった。大方のご諒承を得たい。ただ、次号に掲載予定の「目次」の表に、本文番号の欄を設け、本文の編綴番号を記入した。

11 当事者の一方または双方に、代人または代言人が付いている事件が前半の二三件中一三件で過半数を占めている。

12 担当裁判官の氏名のうち、『却下文書』では「水耶 遜」と記されているが、『訴状受取録』には「水村」と記されている。

目次中の原告・被告のなかに、例えば、「右（左）衛門と右（左）エ門」「金造と金藏」「助と輔」、女性の名前について、片仮名と平仮名（例、ハマとはま）の表記が用いられている等、『却下文書』中の記録本体、同目次、『訴状受取録』中における名前の表記が必ずしも同一ではない場合が見受けられる。

13 代人または代言人の記載が『却下文書』と『訴状受取録』とで、違っているものが散見される。それらの者の委任に時間差があったことによるものと推測している。

14 「目次」の見出しでは「棄却月日」となっている。

15 「目次」の当事者欄は、「原告」と「被告」となっており、当事者本人の氏名が記載されている。『明治十年 却下文書』には、訴状本体の当事者欄に代人ないし代言人の氏名が書かれていたの

に対し、本稿の『自明治十二年至同十三年却下文書』においては、本簿冊の記録中、当事者の代人・代言人は、肩書にその旨が記載されている。彼らについては、『却下文書』中の記録および『訴状受取録』の記録によって、「目次」欄の記載を補った。

(三) 『訴状受取録』と『上裁判通知録』について

16 上記の四五件の記録について、広島地方裁判所に保管されている『訴状受取録』（明治十一年～同十三年）の中に、それらの事件に対応する記録を見出すことができた。注のなかで紹介する。ただし、個人情報保護の立場から、住所の一部を伏せ字にし、当事者の氏名をアルファベットで置き換えたことをご諒承いただきたい。

17 明治十年版は、すべてが「訴状却下」とされた事件であり、『訴状受取録』の中に対応する記録は見出すことができなかつたと対照的である。

18 『訴状受取録』は、この時期には年二冊が作成され、それに収載されている事件数は以下のとおりである。

年号 簿冊番号 受付番号

明治十一年 民第六号ノ七 第一号～第六六四号

同 民第六号ノ八止 第六五五号、第六六六号～第一

二一〇号

明治十二年 民第六号ノ九 第一号～六四八号

同 民第六号ノ一〇止 第六四九号～一一〇七号

明治十三年 民第六号ノ一一 第一号～六八四号

同 民第六号ノ一二 第六八五号～一三九二号

なお、明治十一年の二冊の番号がうまく繋がっていないが、第六五五号は第六六五号の誤記であろうか。

19 『訴状受取録』の書式は基本的に同じで、半葉に一件ずつ記載するようになっている。明治十一年のものには、「原告」「被告」欄には、「縣、國、郡」が予め印刷されているが、明治十二、十三年のものにはその印刷は無く白地の欄になっている。全体は、藍色の印刷である。本稿では、枠付きの書式の形で紹介する。なお、念のため、元の枠付きの書式は、明治十一年のものを示す。

20 ここにはなお、それらの記録を紹介するにあたり、印刷の關係から本稿では各書式の後半部分を省略した。案件については、「官民共ニ関ス」の欄に「無」の記入を見ることがあり、「結局」欄のメモ書きがはみ出していることがあるが、内容的に実質的な影響はないと判断したことによる。また、記入する欄のスペースを縮小したため、元の欄の寸法・比率と必ずしも一致しない。

なお、本簿冊に編綴されている記録は、半葉一〇行藍色の罫紙で、中央柱下部に同色で「広島裁判所」の印刷がある。

21 『訴状受取録』の「訴名」欄に記載されている訴名(例、貸金催促)に関する注記が隣の白地の欄に記載されているものが多い。本稿では訴名欄の中に活字をやや小さくして記入することにした。

22 却下と棄却が使い分けられているようであるが、両者の相違点については、『訴状受取録』の該当事件の記録には、「結局」が「却下」の場合、「訴訟手続二違フ」の注記が多く、また「訴訟手続二違フヲ以テ却下」と表記しているものもある。「出訴期限経過ニ付却下」と書かれているものもある。

23 「結局」欄の中に、朱の「○」印が押されているのは、一件落着の意であろうか。

24 注記（朱書き）が隣の欄になされることがあるが、本稿ではできるだけ「結局」欄に入れるようにした。

25 『訴状受取録』の四五件分の各項目の上部欄外に「民第二五号ノ二」の朱書きがある。この朱書きの番号は本簿冊の番号と一致するうえ、本簿冊中の記録の事件番号および当事者等の記載事項と一致するところから、『訴状受取録』の記載が本簿冊を指しているを見て差し支えないと考えられる。

26 因みに、同じく広島地方裁判所所蔵にかかる『上訴裁判通知録』に、本簿冊収載の四件の事件（実質三事件）に関連して、当時の控訴裁判所である大阪上等裁判所の判決謄本を見出すことができた。それらは、注の部（2）に収めた。以下のとおり各簿冊にそれぞれ一件が収載されている。

年号 簿冊番号

明治十〜十二年 民第五号ノ一 【二七】事件

同 民第五号ノ二 【二二】事件

広島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（一）  
至同 十三（一八八〇）年

五四四（一〇四）

明治十三〜十四年 民第五号ノ三 【二八】事件  
同 民第五号ノ四 【二七】事件

27 なお、『判決謄本綴』（自明治十年至同十四年）（民第一九五号）のなかに、「一八」事件が、大阪上等裁判所の明治十三年第六六五号事件として、その判決謄本が編綴されており、明治三十一年十二月廿一日の日付が附記され、大坂控訴院の裁判所書記官の署名捺印が附されている。

## 注の部（2）

（注1）本簿冊には四五件の記録が収載されているが、広島地方裁判所に保管されている『訴状受取録』（明治十一年〜同十三年）の中に、それらすべての事件に対応する記録を見出すことができた。

明治十一年（民第六号ノ七）、明治十二年（民第六号ノ九、一〇）、明治十三年（民第六号ノ一、二、三）がそれである。なお、明治十一年（民第六号ノ八）も、同裁判所に保管されているが、本簿冊の事件に対応する記録は見つからなかった。

それら『訴状受取録』の書式は基本的に同じで、半葉に一件ずつ記載するようになっている。明治十一年のものには、「原告」「被告」欄には、「縣、國、郡」が予め印刷されているが、明治十二年、十三年のものにはそれが無く白地の欄になっている。全体は、藍色の印刷である。

ここには明治十一年の書式の例を示す。なお、それらの記録を紹介



る。広島地方裁判所に保管されている、『上訴裁判通知録』（自明治十年至同十二年）（民第五號ノ二）によると、大阪上等裁判所で、明治十二年十二月十一日に判決が言渡されたようである。その本文は、注の部（2）末尾を参照されたい。なお、上記『上訴裁判通知録』（民第五号ノ二）は、半葉一三行の茶色の罫紙で、中央柱下部に「大阪上等裁判所」の印刷がある。

（注5）『明治十二年 訴状受取録』（民第六号ノ九）には、以下の記録がある。

六月十九日 訴	小作地取揚	原	深津郡 □町
六月廿八日 答	地所々有	原	NI 徳
五百八拾七	時間 一ヶ月	告	
掛 横地	高訴	被	全郡 □□村
主 川戸	結 十二年七月一日	告	ST シマ 後見人
副 脇屋	局 却下裁許 訴訟手続ノ部ニ入ル	告	ST 富三郎

（注6）半葉八行紫罫紙、枠は同色唐草文様、一葉中央下部に「訴訟用」の印刷がある。本文は朱書きである。なお、『明治十二年 訴状受取録』（民第六号ノ一〇）には、以下の記録がある。

七月卅一日 訴	買受地券名前書換	原	沼田郡 □□村
八月 六日 答		原	UO 卯八 代人 牛尾 喜代助
六百八十三	時間 二十日已下	告	
掛 横地	高訴	被	全郡 □□村
主 脇屋	結 十二年 月 日	告	EG 直作
副 鈴木	局 八月十二日却下 訴訟手続	告	

（注7）『明治十二年 訴状受取録』（民第六号ノ九）には、以下の記録がある。

八月十一日 訴	養女取戻	原	御調郡 尾道 □□町
八月 廿日 答		原	OE 嘉兵衛
七百拾一	時間 一月	告	
掛 鳥居	高訴	被	深津郡 福山 □□町
主 粕屋	結 十二年 九月 五日	告	NK 善助
副 水村	局 棄却 訴訟手続ニ違フ	告	

（注8）『明治十二年 訴状受取録』（民第六号ノ一〇）には、以下の記録がある。

広島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（一）  
至同 十三（一八八〇）年

五四二（一〇二）

八月廿一日 訴	買受地代金	原	廣嶋區 □町
八月廿七日 答		告	H M 龍二
七百七拾一	時間 一月	告	廣嶋區 □□□村
掛 鳥居	高 訴 百五十拾円	被	M U 柳平
主 柏屋	局 結 十二年 九月十日 棄却	告	
副 伊藤			

(注9) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録がある。

八月廿一日 訴	買受地所引渡違約并代米取戻	原	賀茂郡 高屋 □村
八月廿八日 答	地代 □□	告	M Y 泰十郎
七百七拾三	時間 一月	告	全郡 全村
掛 鳥居	高 訴 拾五石八斗三升三合 四勺	被	T H 保兵衛
主 柏屋	局 結 十二年 九月十五日 棄却	告	
副 伊藤			

(注10) 『明治十一年 訴状受取録』(民第六号ノ七) には、以下の記録がある。

七月 八日 訴	預ケ金取戻	原	安藝郡 □□村
同月十五日 答		告	N N 直太郎
五百七拾七	時間 二年	告	沼田郡 □□村
掛 横地	高 訴 拾五円	被	S I 常三郎
主 柏屋	局 結 十二年 九月一七日 被告人失踪 訴訟手續ニ違フ	告	
副 高野			

(注11) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録がある。

十一月一日 訴	質代金請求 償金	原	京都府 下京區 □□町
〃 月十日 答		告	Y D 善三郎 代人 行友 善太郎
千十六	時間 一月已下	告	深津郡 □町
掛 横地	高 訴 金百五円	被	K D 忠彦
主 水村	局 結 十二年 十一月十八日 却下 手續ニ違フ	告	
副 川戸			

(注12) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録がある。

十二月十四日 訴	貸金催促	原	廣島區 □ □ □ 町
〃月 廿日 答		OS 助三	
千五十七	時間 一月	告	
掛 鳥居	高訴	被	全區 □ □ □ 町
主 柏屋		AB 常太郎	
副 水村	局 結 十二年十一月廿六日 棄却	告	

(注13) 証券印税規則(明治七年 太政官布告第八十一号(七月二十九日 輪郭附)『法令全書 明治七年』六九〇八四頁)は、その別冊、第

二類諸証書として列挙されているもののうち、一借用金証文、一金錢約定証文、一金錢約定為取換証文などがあり、それに該当するとしたものと解せられる。八十円余で印税八錢となる。

(注13ノ2) 本規則は、第一則第二条において、以下のように規定している。

「総て規則ノ通証券〇印紙〇界紙 ヲ用ヒサル者ハ後日如何体ノ故障差起出訴ニ及ヒ候共其書類ハ一切取揚ケ裁判不相成事」  
(注14) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ九)には、以下の記録がある。

十二月十九日 訴	家賃米滞催促	原	佐伯郡 □ □ □ 村
十二月廿五日 答		OD 澤造	
千八百八拾七	時間 十日以下	告	代人 河内 要之助
掛 横地	高訴 拾六石貳斗	被	全區 □ □ □ 町
主 脇屋	局 結 十二年十二月廿七日 却下 裁許	告	YM 金藏
副 川瀬			

(注16) (注13) (注13ノ2) を参照。

廣島裁判所 自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止) について (一一) 至 同 十三(一八八〇)年

五四〇(一〇〇)

七月 一日 訴	貸金催促	原	廣嶋區 □ □ □ □ □ 町
七月 七日 答		HS 常助	
六百二拾四	時間 三月	告	
掛 鳥居	高訴 百五拾四円八十錢	被	全區 □ □ □ 村
主 脇屋	局 結 十二年 九月 満期 十二年十二月五日刑事廻シ 九月ニテ揭示満期ヲ以テ 消込相成居然ルニ刑事 廻シニ相成民事表記載 方不都合ニ付財産 全クナキ分ニ記入ス	告	TG 武平
副 川瀬	高却償	告	財産ナシ

(注15) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇)には、以下の記録がある。

(注17) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ九) には、以下の記録がある。

五月 廿日 訴	地所取戻	三次郡 □□□村
全月廿九日 答	地所売買ニ入ル	MY 三兵衛
四百四拾六	時間 一ケ年以下	代人 土庵 寛象
掛 横地	高訴	全郡 □村
主 伊藤	局 結 十二年十二月廿三日 却下 訴訟手続ニ違フ	KD 雄八
副 粕屋		

(注18) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録がある。

十二月廿四日 訴	退隠復籍并地券名前書換	安藝郡 □□村
一月 七日 答	家督相続養子ノ部ニ入ル	MO 市太郎
千二百八	時間 一ケ月以下	代言人 岩田 彌太之輔
掛 横地	高訴	全郡 全村
主 川戸	局 結 十三年 一月十四日 却下	YD 篤次郎
副 水村		

(注19) 「未決責付」の語義不明。

(注20) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二) には、以下の記録がある。

一月十二日 訴	貸家明渡並家賃催促	豊田郡 □□村
一月二十日 答	時間 一ケ月以下	KT 清左衛門
二十五	高訴 二拾一円八拾七錢	同郡 同村
掛 横地	局 結 一月三十一日 棄却 裁許	NH 大助
主 脇屋		
副 川戸		

(注21) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録がある。

十二月廿七日 訴	山林売戻シ并ニ地券	豊田郡 □□村
一月 八日 答	名前書換請求訴 地所売買	SW 栄次
千二百拾八	時間 三ケ月以下	代言人 林 十之助
掛 鳥居	高訴	同郡 同村
主 川瀬	局 結 十三年一月十六日 原告願下 被告答書却下裁許 依テ却下ノ部ニ入ル 但訴訟手続ニ違フ	SD 忠兵衛
副 鈴木		

(注22) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇) には、以下の記録



がある。

十月廿八日 訴	合商出金計算請求 精算差拒	原告	安藝郡 □ 村
十一月 四日 答	商業上	被告	T M 九右衛門
九百九十九	時間 六ヶ月	原告	
掛 鳥居	高訴	被告	全郡全村
主 日比	局結 十三年二月十六日 出訴期限経過ニ付 却下	原告	N S 小四郎
副 渡辺		被告	

(注23) 『明治十二年 訴状受取録』(民第六号ノ一〇)には、以下の記録がある。

なお、本件に対して大阪上等裁判所に控訴が提起されたようで、同裁判所の判決謄本が『上訴裁判通知録』(民第五号ノ三三)に記載されている。それを後記「注の部(3)」において紹介したので、参照されたい。

九月 一日 訴	共有草山区域妨碍 地所境界		原告	佐伯郡 □ □ 村
全月 八日 答			被告	H G 幸助 外一人 代理人 玉木 市兵衛 同郡 全村
八百六	時間 一ヶ年以下		原告	K S 佐五兵衛 外百三十八人 百四十一人
掛 鳥居	高訴		被告	全郡 □ □ 村 O M 早之助外 三百七十二人
主 松村			被告	

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五三八(九八)

副 脇屋	局結 十三年三月廿二日 裁判 棄却		
------	----------------------	--	--

(注24) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二)には、以下の記録がある。

二月 四日 訴	代書代言料二入 定約金請求	原告	廣島區 □ 町
二月 十日 答		被告	N M 一雄 代人池内 讓之助
二月廿五日 答書出ス		原告	
百一十四	時間 十日以下	被告	全區 □ □ 町
掛 横地	高訴 拾八円八拾銭	被告	Y N I 國太郎 外 老名
主 鈴木	局結 十三年三月 四日 出訴期限ヲ過去ル 却下	原告	
副 日比		被告	

(注25) 出訴期限規則。明治六年太政官布告第三百六十二号(十一月五日)(布)『法令全書 明治六年』五六七頁以下。

第一条は、以下のように、六箇月限りの権理を列挙している。  
 「一 学芸ノ授業料 一 旅籠料 一 運送賃 一 飲食料  
 一 手附金 一 商人互ノ売掛金 一 職人ノ手間代金  
 一 日雇人ノ給料 一 請負金 一 芝居等ノ木戸銭又ハ  
 棧敷銭等 一 男女芸者ノ揚代金」  
 なお、修道大学「明治期の法と裁判」研究会(「資料」明治十

〔資料〕

(二八七七)年『却下文書』(民第二五號ノ一)について(三・完)——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——『修道法学』第三八卷第一号一三一頁を参照。

(注26) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、以下の記録がある。

二月五日 訴	地所書人証書請求	原	廣島區□□□居住
二月十三日 答	地所書人ノ部	告	OKB 常次
百二十七	時間 二月以下	被	賀茂郡□□□村
掛 鳥居	高訴	告	ND 序助
主 菊池	局結 十三年三月十五日 訴訟手続ニ違フ 棄却	告	
副 伊藤		被	

(注27) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、以下の記録がある。

二月三日 訴	損害米金要求 償金ノ部ニ入ル	原	三谿郡 □□□村
同月十二日 答		告	KM 群助
百貳拾	時間 二月以下	告	
掛 横地	訴金二百九拾円七拾銭 高米貳百拾円	被	OD 貞次郎
主 菊池		告	奴可郡□□□村

修道法学 三八卷 二号

五三七(九七)

副 川瀬	局結 明治十三年三月 十六日 棄却 訴訟手 続ニ違フ
------	----------------------------------

(注28) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、以下の記録がある。

二月二十七日 訴	預ケ地券証取戻 証券	原	廣島區 □□□町
三月 四日 答		告	YK 義定
二百七	時間 一月以下	被	高宮郡 □□□町
掛 鳥居	高訴	告	TH タマ
主 菊池	局結 十三年三月廿六日 棄却	告	右全郡全町TH捨吉郎後見人 同人七
副 川瀬		被	

(注29) 『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、以下の記録がある。

三月 八日 訴	頼母子講返掛金滞 商業ニアラサル	原	廣島區 □□□町
三月十五日 答		告	岡田 廣助
二百三十八	時間 一ヶ月以下	告	右AR吉良右衛門代人 全區 □□□町
掛 横地	高訴 百〇八円	被	KM 勝太郎
主 日比		告	

副 川 戸	結 十三 年三 月卅 日
局 棄 却	

(注30) (注13) (注13ノ2) を参照。

注 の 部 (3)

(一) 『上訴裁判通知録』の事件

(1) (二) 事件について、大阪上等裁判所の判決謄本

〔表紙〕

『自明治十年  
至同十二年  
判所民事部』

上訴裁判通知録 民第五号ノ二 廣島地方裁

〔〇一B〕

裁 決 書

廣島縣備後国深津郡□□

町居住 平民 亡H 儀助相続

人 H タカ 代人

同縣 平民

原告

池上 良助

同縣同国同郡□□村居住

平民 FI 瀬平 代人

同縣 平民

被告

富永 儀三郎

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止) について (一)

五三六(九六)

預ケ耕地并地券証取戻ノ扣訴審理判決スル如  
七

第一條

〔〇一A〕

原審(二) 於テ本訴ハ明治十二年二月二十八日廣島

裁判所ニ始審訴訟ヲ為シタル処扣訴状写載ノ

如キ判文ヲ付シ訴答状却下セラレタレトモ該判

文中ニ記載シアル明治九年七月二十七日廣島

縣裁判所福山支廳ニ於テ同一ノ事件ニ付訴状

却下セラレタル顛末ハ當時ノ原告代人桑田吉

三郎(二) 於テ之ヲ隱蔽シ居タルニ付原告ハ始審裁

判所(二) 於テ原告被告對審ノ後ニ至ルマテハ更ニ之

レヲ知ラサリシ旨申立ルト雖モ凡ソ代人カ受

任權内ノ行為ハ他ニ對シテハ一切本人カ責任

タルヘキ筋合ナルヲ以テ明治九年七月二十七日

廣島縣裁判所福山支廳(三) 於テ原告代人桑田吉三

郎カ受タル訴状却下ノ申渡ハ仮令ニ原告(二) 於テ

〔〇一B〕

ハ真実之ヲ知ラサリシニモセヨ是レカ為メ該

申渡ノ効力ヲ消滅セサル者ナリトス

第二條

原告(二) 於テ明治九年七月二十七日廣島縣裁判所

福山支廳 (二) 於テ訴狀却下セラレタルトキ原告代人  
桑田吉三郎ヨリ之ヲ通知セシモノト仮定スル  
モ本訴ハ決シテ一件再訴ニ係ル者ニ非ス其故  
ハ該件ニ付原告代人桑田吉三郎ヲ以テ廣島縣  
裁判所福山支廳ニ出訴セシハ明治九年七月二  
十五日ニシテ其二十七日ニ至リ被告ノ答弁ヲ  
モ埃スシテ訴狀却下セラレタルヲ以テ見レハ  
當時該件ハ一応勸解ヲ經由シ而シテ後民事ノ  
詞訟ヲ為スヘキ旨同廳法官ノ命令アルニヨリ  
〔〇三A〕

訴狀却下ヲ受タルモノニシテ決シテ原告カ權  
利ノ得失ニ関涉シテ却下セラレシモノトハ考  
量シ難シ況ンヤ當時原告カ証拠物ハ本訴第一  
号証書ノミナリシモ明治十二年二月二十八日  
本訴ノ始審ヲ仰キシトキハ原告第二号証書ヲ併  
有セシ后ニ得ルヲ以テ明治九年七月二十五日  
廣島縣裁判所福山支廳ニ裁判ヲ乞フタル事件  
トハ自ラ其性質ノ別異ナルコト判然タリ然ルヲ  
始審裁判所 (二) 於テハ一件再訴ナリトシ訴狀却下  
セラレタルハ不服ナル旨申立ルニ依リ廣島縣  
裁判所福山支廳ニ於テ原告カ訴狀却下セラレ

タル顛末ヲ調査 (三) 及ヒタル処其判文如左  
〔〇三B〕

該訴原告ハ儀助義境屋治兵衛後家ナル者  
ヨリ受取置ク処ノ屋敷売券証并二三吉村  
役場ヨリ右境屋へ付与スル処ノ貢米下札  
ヲ証トシ副戸長F I 瀬平ニ対シ地券証受  
取方ヲ請求スト雖モ右両証書ハ境屋ニ對  
スル処ノ証ニシテ之ヲ以テF I 瀬平ニ對  
シ地券請求ノ証憑ニハ難相立ニ付該訴受  
理不及候事

明治九年七月廿七日

是レニ由テ之ヲ觀レハ右却下ノ原由ハ決シテ  
原告申立ノ如キ事情アルニアラスシテ原告カ  
訴權無之ニ依リ却下セラレタルコト判然タリ若  
シ原告 (二) 於テ該申渡ニ不服ナラハ制規ニ從ヒ之  
〔〇四A〕  
レカ扣訴ヲ為スヘキニ然ラスシテ其定期ヲ經  
過シ明治一二年二月二十八日ニ至リ同一ノ主  
義ヲ以テ同一ノ被告ニ係リ更ニ始審訴訟ヲ起  
シタルハ即一件再訴ニ該ルモノナリトス又  
仮令ヒ原告 (二) 於テ本訴始審詞訟ノトキニ在テハ原  
告第二号証書ヲモ併セテ呈供セシニモセヨ之

レカ為メ訴訟ノ主義ヲ變換セシニハ非ルニ付  
前後訴訟ノ性質ニ別異アルモノト為スヲ得ス  
況ンヤ該証ハ明治十一年七月中原告ト戸長役  
場トノ間ニ於テ成立タル何指令ニシテ直接ニ  
被告ヘ対セシモノニハ非スニ於テヲヤ

第三条

前两条ニ説明セシ如キ筋合ナルヲ以テ本案ノ

〔〇四B〕

裁判ニ及ハス訴答書却下候事

明治十二年十二月十一日 大阪上等裁判所

(2) 〔一八〕事件について、大阪上等裁判所の判決謄本

〔表紙〕

〔自明治十三年

至同十四年

上訴裁判通知録 民第五号ノ三 廣島地方裁

判所民事部〕

〔〇五B〕

裁 決 書

廣島縣安藝國佐伯郡□□

村 平民 O H 早之助外三百六

拾四名代表兼同村 平民

原告 M Z 利左エ門

同村 平民

全 N K 米太郎

右代人

同縣 平民

河内 要之助

共有草山區域妨害之扣訴

廣島縣安藝國佐伯郡□□

村 平民 M O 平助外百三拾九

〔〇六A〕

名代兼同村 平民

被告 K Y 小六

右代言人

廣島縣 平民

玉木 市兵衛

原告扣訴ノ要旨

一 本訴ノ原因ハ曾テ被告(初審原告)ヨリ原告(初審被告)

ヘ対シ共有草山区域妨害ノ詞訟ヲ起シタリ然ルニ

原告村ノ人員ハ第壹号証ノ通惣計三百八拾八名ニ

有之処訴状面貳拾壹名ヲ除キタルヲ以テ被告トセ

ラレタル三百六拾七名ニ於テハ返答書中其旨趣了

解シ難キ旨ヲ第一トシ繼テ本案ノ答弁ヲナシ初

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(一)

五三四(九四)

對審ノ際之レヲ申述セリ而シテ原被告カ本案

〔〇六B〕

ノ弁論結了セシ後係官ヨリ被告カ訴狀ニ脱

漏セシ貳拾壹名ニ於テモ三百六拾七名ノ代人ヘ對

シ共ニ裁判受ケ度旨ノ書面ヲ提供スヘキ旨達セラ

レタレトモ右代人ニ於テハ貳拾壹名ヨリノ委任ハ受ケ

サルヲ以テ其書面ハ呈シ難ク且該訴訟ノ

事タル一村ニ関スル儀ニ付村民申脱漏ノ者

アル以上ハ被告トセラレタル者共ニ於テモ答

弁スヘキモノニアラサルヲ自悟シ已ニ答弁ナ

シタルモ該訴訟ノ裁判ハ受ケ難ク其段申述セシ

未扣訴狀掲載ノ如ク訴答書共却下セラレタリ

一 初審裁判所〔二〕於テ原告人中脱漏ノ者アルノ

申述ヲナシタルハ別冊初審返答書第一ノ弁論アル

〔〇七A〕

ノミナラス同所ヘ提供シタル別冊上申書末項ハ□ニ

被告三百六拾七名ニ於テハ云々ト掲挙シタルヲ

以テ明晰ナリ

一 被告カ出訴セシ共有草山区域妨害訴訟ノ

却下トナリタルハ被告カ疎漏ニシテ原告ノ人

名脱漏セシカ故ナルハ却下判文ニ一村ニ関涉

スル争ヒナルヲ以テ原告ニ於テ其判決ヲ受

クルモ効ナキニ付云々トアルヲ以テ明カナリ然

ラハ其訴訟入費ハ疎漏過失アル被告ヨリ弁償

スヘキハ当然ナリ

一 被告〔二〕於テ原告カ人名ヲ脱漏セシハ戸長カ失

錯ナリトスルモ右戸長ト被告トノ間ニアル事

柄ニシテ原告ニ關係スヘキ事項ニアラサレハ

〔〇七B〕

被告第壹号証ニ付テハ敢テ弁駁ハナサ、

ルナリ

一 被告ヨリ勸解出願セシ際原告〔二〕於テ人名脱

漏ノ申述ヲナサ、リシハ裁判所ヨリノ召喚狀

ニ某ヨリ某迄ト原告村民方前後ノ人名ヲ掲載

アリシヲ以テ一般被告トセラレタリト思惟

セシカ故ニ有之ナリ

右ノ次第ナレハ本訴ノ訴訟入費ハ原告ヨリ弁

償スヘキモノニ無之事

被告答弁ノ要旨

一 被告カ曾テ原告村ヘ對シ共有草山区域

妨害ノ訴訟ヲ起スヤ原告村人員ヲ取調フル

ニ訴答文例第壹條ニ因リ戸長役場ニ出其

〔〇八A〕

人名書ヲ受取被告(扣訴原告)ノ人員ヲ定メ勸解出願

ナシ繼テ初審裁判所へ出訴セシニ勸解及ヒ初  
審初対審以來拾五回審問ヲ経ルモ原告ハ人員

ニ脱漏アル等ノ申述ヲナシタルコトナシ而シテ原  
被告共弁論結了シ他ニ申述スヘキ事柄アラ

サル旨上申シタルノ後第拾六回ノ対審ニ至リ

始メテ原告ハ被告（扣訴原告）人中ニ空名脱名アル  
ヲ以テ裁判受ケ難キ旨抗弁セシナリ

一 原告ハ前項ノ如ク本案ノ答弁シタルヲ觀レ  
ハ僅々タル空名脱名アルモ右ハ原告ノ明許セシ  
処ニシテ其答弁ニ差支ナキハ論ヲ俟タサルニ  
此空名脱名アルヲ奇貨トシ已ニ答弁ナシタル  
者共ニ於テモ裁判受ケ難キトハ不条理モ亦甚

〔〇八B〕

シト云ヘシ況ンヤ前書空名脱名ノ生シタルハ  
第老号証ノ如ク戸長役場ノ失錯ニ係リ被告  
カ疎漏ニアラサルニ於テラヤ

一 訴訟ノ裁判ヲ受ケタル後原告村民中空  
名脱名ノ為メ該裁判ニ従順シ難シトスル者ア  
ラハ被告ハ其者共ヘ対シ更ラニ出訴スル迄ニ  
止マリ決シテ原告カ權利義務ニ関係スヘキ  
筈ハアラサルナリ  
右ノ次第ナレハ本訴々訟入費ハ原告ヨリ弁

償スヘキモノニ付速カニ償却スヘキモノニ付  
速カニ償却受事

弁明

原告（二）於テ被告ヨリ初審裁判所へ及出訴タル  
〔〇九A〕

共有草山区域妨害詞訟ノ訴状面ニ原告（初審被告）  
村民ニ拾壹名脱漏セシヲ以テ其旨趣ヲ解

シ難キ旨返答書中第一ニ掲ケ繼テ本案ノ  
答弁ヲナシ初対審ノ際之レヲ申述セリト而シ  
テ原被告カ本案ノ弁論結了ノ後係官ノ達

シアルヨリ右訴訟ノコトタル一村ニ関スル儀  
ニ付村民中脱漏ノ者アル以上ハ本案ノ答弁ナ  
スヘキモノニアラサルヲ自悟シ該訴訟ノ裁判

ハ受ケ難キ旨申述セシ末原告人員ニ脱漏ノ  
者アル上ハ本案ノ判決アルモ其効ヲ生セサル  
トノ旨趣ヲ以テ訴答書共却下セラレタリ

然ラハ訴訟入費ハ疎漏過失アル被告（二）於テ（初審原告）  
負担スヘキハ当然ニシテ原告ヨリ弁償スヘ

〔〇九B〕

キハ当然ニシテ原告ヨリ弁償スヘキ旨申  
立ルト雖モ原告（二）於テ村民中人員脱漏ノ為メ  
裁判受ケ難シトセハ本案答弁ノ以前其理

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年

至同 十三（一八八〇）年

『却下文書』

（民第二五號ノ二止）について（一）

五三三（九二）

由ヲ陳申シ予審ノ判決ヲ欠クヘキ筈ナル  
ニ此等ノ手續ヲ乞ハス當ニ其旨趣了解シ

難キトノ論弁ニ止メ繼テ本案ノ答弁ヲナシ

タルヲ觀レハ自己カ部分ハ直チニ本案ノ裁

判ヲ受ケント思慮セシハ明晰ナリ加之脱名ア

ルモ其脱名者ニ対シ訴訟ノ効ナキハ勿論ナ

レト被告カ原告ニ対スル訴訟ハ無効ニアラス

何トナレハ原告モ共有者ノ部分ナレハナリ因

テ本案ノ答弁ヲナシタル者共ニ於テハ其裁

判ヲ受クヘキハ当然ナリ然ルヲ脱名ノコトヲ

〔一〇A〕

主張シ自己カ受クヘキ本案ノ裁判ヲモ抗拒スル  
ハ条理ニ適セサルナリ

判決

弁明ノ如キ理由ナルヲ以テ原告〔二〕於テ訴訟  
入費ハ負担スヘキ事

但 扣訴ニ付テノ訴訟入費モ規則ノ通原

告〔二〕於テ弁償スヘシ

大阪上等裁判所

判事 石卷 清隆

明治十三年七月十日

なお、本件控訴審判決は、同じく広島地方裁判所に保管されて

いる『自明治十年至同十四年 判決謄本綴』（民第一九五號）  
にも収載されている。違いは、以下の通り。

この事件は、「十三年 第六五号 裁判書謄本として書き写され  
ており、末尾の判事名下に印の文字があること、「原本ニ依リ謄写  
ス

明治三十一年十二月廿一日

於 大坂控訴院

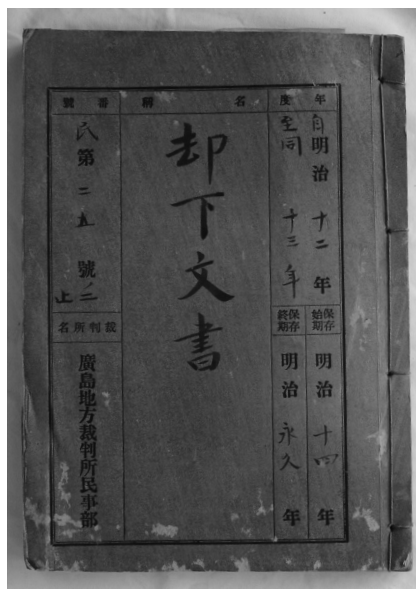
裁判所書記 平川三郎八 印」と添

え書きがあることと

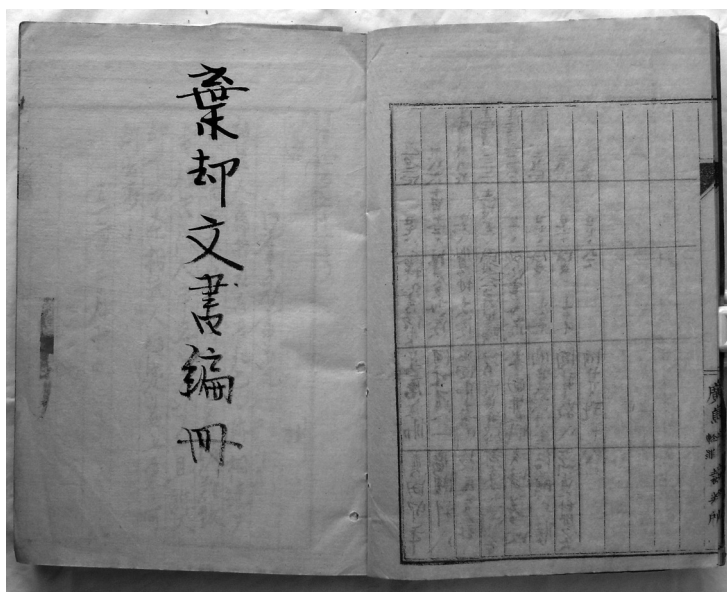
「大坂控訴院印」の一辺が七・五cmの朱の角印が押捺されている  
ことである。



三 写真の部 (五葉)



(一) 表紙

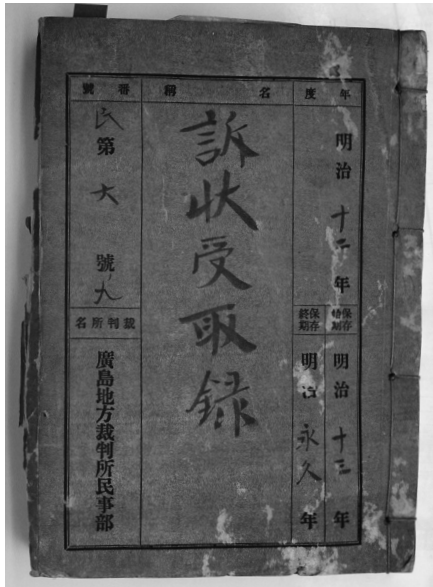


(二) 『却下文書』中表紙

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二)

五三〇(九〇)

△資料▽



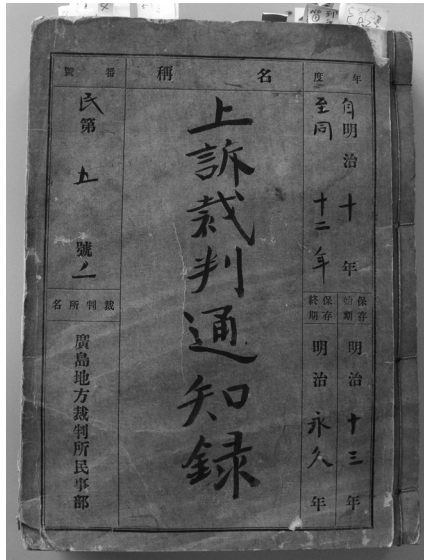
(三) 事件簿 (『訴状受取録』) 明治十二年表紙

修道法学 三八卷 二号

五二九 (八九)



△資料▽



(五) 『上訴裁判通知録』表紙  
注の部(3)(一)を参照

修道法学 三八卷 二号

五二七(八七)